

第94回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都港区芝浦四丁目6番14号（NC芝浦ビル）
当社1階会議室

目次

株主のみなさまへ
第94回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書
（ご参考）
会社情報／株式情報

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 当社株式の大量取得行為
に関する対応策（買収への
対応方針）継続の件



日本コンクリート工業株式会社

証券コード：5269

経営理念

日コングループは

**「コンクリートを通して、 安心・安全で
豊かな社会づくりに貢献する」**

ために存在します

私たちのこだわり（行動理念）

私たちは

1. お客様を大切に、社員の働き甲斐と幸せの実現を目指します
2. コンクリートでお客様に感動を与える高い技術力を保持し、品質至上を目指します
3. 適正利潤を確保し、企業価値を高め、株主の信頼と社員の幸福を目指します
4. 私たち社員は
 - ・熱きチャレンジの心を持っております
 - ・常に自己革新を目指します
 - ・失敗を責めず、失敗から学びます
 - ・社内外での挨拶を励行します



表紙の写真

2025年開催の大阪・関西万博のシンボルである大屋根リングを支える基礎部において、当社グループ（NCプレコン㈱岡山工場）の建築用プレキャストコンクリート（基礎柱）が採用されました。

プレキャストコンクリート建材は、あらかじめ設備の整った工場で製造されるため、高精度・高強度・高品質を実現し、現場作業の省略による工期短縮にもつながります。

株主のみなさまへ

業績回復に 全力で取り組んでまいります

株主のみなさまには、日頃より日本コンクリート工業グループにご支援、ご高配を賜り心より御礼申し上げます。当社第94回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当期（2024年度）におきましては、2024年5月に策定しました2024年中期経営計画の初年度として、計画に定めました重点課題の販路拡大や研究開発、IT投資等に取り組んでまいりましたが、厳しい競争環境のなかでコンクリートポール・パイルのシェアや生産量が減少し収支が悪化したことに加えて、セグメント事業において収益性が十分に回復しないことから、当該事業の生産設備等固定資産の一部の減損処理したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至りました。

年間配当金につきましては、損失計上の一部が一過性のものであることと今後の事業環境見通しを総合的に勘案した結果、お約束どおりの13円とさせていただきます。株主のみなさまに多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

事業環境は厳しさを増しておりますが、足元では受注の確実な確保や生産性向上に取り組む業績を回復させ、加えて政策保有株式の縮減等も進め利益・キャッシュを確保することにより成長投資を実施する一方、株主還元強化に努めてまいります。また、中長期的には中期経営計画にて掲げた研究開発や成長・生産性向上への投資等の諸施策を着実に進めてまいります所存であります。

なお、最近の納入事例をご紹介しますと、大阪・関西万博のシンボルである大屋根リングを支える基礎部において、当社グループの建築用プレキャストコンクリート（基礎柱）が採用されました。万博へお立ち寄り際には大屋根リングをご覧いただき、当社の名前を思い出していただければ大変幸甚に存じます。

当社グループでは、この基礎柱以外にも多種多様かつ高品質なプレキャストコンクリート製品を扱っており、これ

からも建設現場における生産性向上・省人化に貢献してまいります。

役職員一同力を合わせ、市場・顧客・株主等ステークホルダーみなさまの声に真摯に対応し、業績回復に全力を尽くすとともに持続的成長による企業価値向上に引き続き取り組んでまいりますので、株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2025年6月

代表取締役社長 塚本 博

証券コード5269
(発送日) 2025年6月11日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目6番14号
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 塚 本 博

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト「第94回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ncic.co.jp/ir/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「日本コンクリート工業」または証券コード「5269」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年6月26日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）

2. 場 所 東京都港区芝浦四丁目6番14号（NC芝浦ビル）

当社1階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第94期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の以下の事項
「主要な事業内容」、「企業集団の主要な拠点等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「株式に関する事項」、「新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「取締役および監査役のトレーニング」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制および方針」
- ②連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
- ③計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
- ④監査報告（連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書）
- なお、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 当日は、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等により議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時15分入力完了分まで



書面（郵送）により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

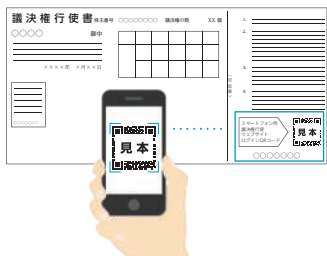
インターネット等及び書面（郵送）により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

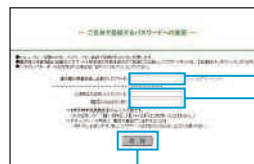
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者の指名にあたっては取締役会の諮問に基づき、公正性・透明性を確保するため、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外役員で構成する任意の指名委員会が審議し、承認した指名案を取締役会へ答申し、取締役会の決議をもって決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	性別	現在の当社における地位および担当
1	再任	つかもと ぼろし 塚 本 博	男	代表取締役社長執行役員、 経営全般の業務執行、営業統括本部長、 土木・建材事業責任者、P C 壁体事業責任者、 取締役会議長、指名委員、報酬委員
2	再任	すぎた よし 梶 田 宜彦	男	取締役常務執行役員、経営管理責任者
3	再任	あいば きよし 饗 場 潔	男	取締役常務執行役員、ポール関連事業責任者
4	再任	こでら みつる 小 寺 満	男	取締役執行役員、技術開発責任者、 海外事業責任者
5	再任	かくがら あき ひこ 角 柄 明彦	男	取締役執行役員、基礎事業責任者、 工事営業責任者
6	再任	まづか みち よし 間 塚 道義	男	社外取締役 独立役員 取締役、指名委員長、報酬委員長
7	再任	まつもと たけ のり 松 本 武徳	男	社外取締役 独立役員 取締役、指名委員、報酬委員
8	再任	ひろせ し の 広 瀬 史乃	女	社外取締役 独立役員 取締役

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
1 再任	 つかもと ひろし 塚 本 博 (1965年2月15日)	1988年 4 月 当社入社 2011年 6 月 NC東日本コンクリート工業株式会社代表取締役社長 2014年 7 月 当社生産管理部長 2015年 6 月 当社執行役員生産管理部長 2016年 6 月 当社執行役員 2020年 6 月 当社取締役専務執行役員 2021年 6 月 当社代表取締役社長執行役員（現在）	75,400株
取締役候補者とした理由 入社以来生産管理・生産工場運営に携わり、執行役員就任後は生産管理全般の責任者として生産性向上等に取り組 み、更に取締役就任後は経営管理全般の責任者を兼務し、代表取締役を補佐してまいりました。代表取締役社長就 任後は当社グループの経営理念の実践を通じて持続的成長および企業価値の向上に取り組んでおり、当社グループの経 営の牽引者として引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2 再任	 すぎ た よし ひこ 榎 田 宜 彦 (1958年9月9日)	1983年 4 月 三井情報開発株式会社（現三井情報株式会社）入社 1991年 6 月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入社 2006年 4 月 みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 取締役総務部長 2007年 9 月 株式会社加ト吉（現テーブルマーク株式会社）常務執行役員 2008年 6 月 同社取締役常務執行役員 2011年 6 月 同社常任監査役 2014年 4 月 聖光会グループ理事本部局長 2019年 6 月 当社執行役員 2022年 6 月 当社取締役執行役員 NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長（現在） 2024年 4 月 当社取締役常務執行役員（現在） (重要な兼職の状況) NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長	25,400株
取締役候補者とした理由 金融機関での長い経験を有し、また事業会社の役員を歴任しており、当社入社後は経営管理部門を担当し経営計画 の策定や財務・IR等に取り組むなど、当社の企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経 験および高い倫理観を有していると判断し、引き続き取締役の選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
3 再任	 あい ば きよし 饗 場 潔 (1967年6月1日)	1993年 4 月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社） 入社 2016年 7 月 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所 原子力計画部長 2018年 7 月 東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社 春日部エリア支社長 2021年 8 月 東京電力ホールディングス株式会社 新経営理念プロジェクト本部事務局 2024年 6 月 当社取締役常務執行役員（現在）	4,400株
取締役候補者とした理由 電力会社において支社長を経験したほか、配電部門に勤務し技術分野での長い経験を有しております。当社入社後は、ポール関連事業を担当し、当社の企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、引き続き取締役の選任をお願いするものであります。			
4 再任	 こ であ みつる 小 寺 満 (1966年7月17日)	1992年 4 月 当社入社 2010年 6 月 当社技術開発第三部長 2013年 6 月 NC関東パイル製造株式会社代表取締役社長 2015年 6 月 当社執行役員技術開発部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員技術開発部長 2021年 6 月 当社取締役執行役員（現在） 2022年 6 月 株式会社日本ネットワークサポート取締役（現在）	32,700株
取締役候補者とした理由 製品・工法の技術開発に関する深い知見を有しており、技術開発部門を担当し新製品・新工法の開発へ積極的に取り組んでおります。また、海外事業等新規事業の推進にも取り組んでおり、当社の企業価値向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、引き続き取締役の選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
5 再任	 かく がら あき ひこ 角 柄 明 彦 (1959年11月2日)	1982年 4 月 住友商事株式会社入社 2000年 4 月 台湾住友商事株式会社生活物資部長 2009年 4 月 住友商事株式会社生活資材本部セメント部長 2015年 6 月 三井住商建材株式会社（現SMB建材株式会社） 代表取締役副社長 2017年 6 月 同社代表取締役社長 2021年 6 月 当社執行役員 2022年 6 月 当社取締役執行役員（現在）	8,500株
取締役候補者とした理由 総合商社における国内外での建築資材等の営業および企業経営者としての経験を有し、当社入社後は基礎事業の進展に取り組むなど、当社の企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、引き続き取締役の選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
6 再任	 ま つか みち よし 間 塚 道 義 (1943年10月17日) 社外取締役 独立役員	1968年 4 月 富士通ファコム株式会社入社 1971年 4 月 富士通株式会社に転籍 2001年 6 月 同社取締役兼東日本営業本部長 2005年 6 月 同社取締役専務 2006年 6 月 同社代表取締役副社長 2008年 6 月 同社代表取締役会長 2009年 9 月 同社代表取締役会長兼社長 2014年 6 月 同社取締役相談役 2015年 6 月 当社取締役（現在） 2016年 6 月 富士通株式会社相談役 株式会社アマダホールディングス（現株式会社アマダ） 社外取締役 2018年 4 月 富士通株式会社シニアアドバイザー 2018年 6 月 月島機械株式会社（現月島ホールディングス株式会社） 社外取締役（現在） (重要な兼職の状況) 月島ホールディングス株式会社社外取締役	43,000株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 富士通株式会社代表取締役会長、社長を経験されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に関し適切な助言が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役の選任をお願いするものであります。		
	独立性に関する補足説明 当社は、間塚道義氏が業務執行に携わっておりました富士通株式会社の子会社との間に製品等の取引関係がありますが、直前事業年度における取引金額の割合は、富士通株式会社および当社の連結売上高の1%未満であります。なお、間塚道義氏は、2016年6月以降は富士通株式会社の業務執行に携わっておりません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
7 再任	 まつ もと たけ のり 松 本 武 徳 (1944年2月5日) 社外取締役 独立役員	1968年 4 月 運輸省（現国土交通省）入省 1994年 1 月 大阪航空局関西国際空港長（初代） 1995年 8 月 大阪航空局長 1996年 6 月 航空局技術部長 2000年 6 月 株式会社日本エアシステム取締役 2003年 6 月 株式会社日本航空代表取締役専務 2006年 6 月 株式会社JAL航空機整備成田取締役会長 2014年 8 月 株式会社せとうちSEAPLANES代表取締役副社長 2017年 1 月 同社代表取締役社長 2019年 9 月 第百商事株式会社特別顧問（現在） 2020年11月 日本ドローン機構株式会社特別顧問 2022年 6 月 当社取締役（現在）	15,200株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 行政官として要職を歴任し、事業会社の代表取締役を経験されるなど、公職および企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に関し適切な助言が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役の選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
8 再任	 ひろ せ し の 広 瀬 史 乃 (1967年 3 月 8 日) 社外取締役 独立役員	2000年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 阿部・井窪・片山法律事務所入所 2004年 1 月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現在） 2006年10月 中国・北京对外経済貿易大学留学 2008年 4 月 在中国日本国大使館赴任（一等書記官） 2014年 9 月 株式会社ジョイフル本田社外監査役（現在） 2016年 6 月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）社外監査役 2018年 5 月 一般財団法人全日本野球協会常務理事（現在） 2019年 9 月 一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構監事（現在） 2020年 6 月 公益財団法人日本バスケットボール協会監事（現在） 2021年 6 月 イノテック株式会社社外取締役（現在） 2024年 6 月 当社取締役（現在） (重要な兼職の状況) 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー 株式会社ジョイフル本田社外監査役 イノテック株式会社社外取締役 一般財団法人全日本野球協会常務理事 一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構監事 公益財団法人日本バスケットボール協会監事	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 弁護士として企業法務およびコンプライアンス問題に精通していることに加えて、豊富な国際経験や企業活動に関する幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に対する適切な提言と監督が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。		

- (注) 1. 現在、当社の取締役である候補者の当社における地位および担当は、7頁の参考書類取締役候補者一覧および44頁の事業報告「4.会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 間塚道義、松本武徳、広瀬史乃の3氏は社外取締役候補者であります。
4. 間塚道義、松本武徳、広瀬史乃の3氏は現在当社の社外取締役であり、3氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって間塚道義氏が10年、松本武徳氏が3年、広瀬史乃氏が1年であります。
5. 間塚道義、松本武徳、広瀬史乃の3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
- なお、当社は東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は独立性を有しないと判断しており、3氏は各要件のいずれにも該当しておりません。
- (1) 現在において、以下のいずれかに該当する者
- ① 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）またはその業務執行者
 - ② 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の3%を超える取引先またはその業務執行者
 - ③ 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の3%を超える取引先またはその業務執行者
 - ④ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
 - ⑤ 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員等である者
 - ⑥ 当社から、直近事業年度において1,000万円を超えた寄付を受けている者またはその業務執行者
 - ⑦ 弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から、直近事業年度において1,000万円を超えた金銭その他の財産上の利益を得ている者またはその業務執行者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記(1) ①～⑦のいずれかに該当している者
6. 当社は、間塚道義、松本武徳、広瀬史乃の3氏との間で会社法第427条第1項および当社定款に基づき、責任限定契約を締結しており、同契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役井上敏克氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
新任	 すが わら おさむ 菅 原 修 (1965年1月5日)	1987年4月 当社入社 2012年11月 NC中部パイル製造株式会社代表取締役社長 2014年7月 当社都市基盤営業管理部長 2016年6月 当社内部監査室長 2019年8月 当社ITシステム企画プロジェクトリーダー 2020年4月 当社システム開発プロジェクトリーダー兼業務改革プロジェクトリーダー 2025年4月 当社監査役付（現在）	3,000株
	監査役候補者とした理由 当社や当社工場における経理・総務・内部監査部門での長年の経験から財務および会計に関する知識を有し、また、子会社社長やシステム開発の現場責任者の経験から、深く当社のことを理解しております。当社の監査役として能力、見識、経験および高い倫理観を有していると判断し、監査役の選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、菅原修氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、同氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。なお、同契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしており、菅原修氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

当社は、2022年6月29日開催の第91回定時株主総会において、株主のみなさまからのご承認を受け、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を継続しており、その有効期間は2025年6月27日開催予定の第94期事業年度にかかる当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社では、本プランの失効に先立ち、2025年5月23日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、下記のとおり本プランを継続することを決定いたしました。なお、本プランを継続するにあたり、近時の裁判例や実務動向等も踏まえ、①対象となる買付等の追加、②独立委員会による情報収集および検討に要する期間の上限の設定、③本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際し当該実施が株主のみなさまの合理的な意思に基づくものであることを確保するため原則として株主総会を開催することとすること等の変更を行っております。

つきましては、下記のとおり、本プランを継続し、当社定款第16条第2項の規定に基づく当社取締役会への委任を行うことにつき、本議案のご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1)当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転をとまなう買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、①コンクリートポールのリーディングカンパニーとして長年にわたり蓄積した、コンクリート製品や生産設備、環境関連技術に関する総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウ、②上記①の技術力等により裏打ちされた、高品質の製品・施工の安定的な供給力、③当社グループおよび当社の製造技術・施工技術の供与先で構成するNCグループにおいて構築された全国的な製造・販売のネットワーク、④仕入先・販売先をはじめとするあらゆる取引先との間に長年にわたり築かれてきた強固な信頼関係、ならびに⑤上記①および②の技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを継続することといたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。また2025年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況（2025年3月31日現在）」のとおりです。

2. 提案の内容

(1)本プランの発動にかかる手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①または②に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ①当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得
- ②当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
- ③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

買付等を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記（c）に定める買付説明書における使用言語は日本語に限りします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙3「独立委員会規則の概要」、本プラン継続当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙4「独立委員会

委員略歴」に記載のとおりです。)に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ①買付者等およびそのグループ（共同保有者¹¹、特別関係者および買付者を被支配法人等¹²とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）¹³
- ②買付等の目的、方法および具体的内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
- ③買付等の価額およびその算定根拠（算定の基礎となる事実・過程、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等による一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジー内容を含みます。）
- ④買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦買付等の後における当社グループの株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客その他の当社グループにかかる利害関係者に対する対応方針
- ⑧買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとしします。以下同じとしします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

①本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記（2）「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下、「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等よりの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記（3）「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に際し、事前または事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てにかかる権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を一回に限り延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

下記の（g）に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い決議を行うものとします。他方で、独立委員会から上記（e）に従って勧告がなされた場合であって、株主総会が開催されない場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施してはならない旨の勧告をした場合または株主総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当てを実施しません。

(g) 株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、原則として¹⁴、株主総会¹⁵を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、ならびに独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議（株主総会の招集に関する決議を含みます。）の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2)本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動にかかる手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ①株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の経済的条件（対価の種類・価額、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等の提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後の経営方針または事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の当社にかかる利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社事業にかかる総合的な技術力、高品質の製品・施工の安定的供給力、グループ間のネットワークおよび取引先等との強固な信頼関係の維持・向上に重大な支障をきたす等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれのある買付等である場合

(3)本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者¹⁶、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者¹⁷、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは (v) 上記 (i) ないし (iv) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記 (i) ないし (v) に該当する者の関連者¹⁸（以下、(i) ないし (vi) に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁹が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記 (i) ②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4)本プランの継続手続

本プランの継続については、当社定款第16条第2項の規定に基づき、本定時株主総会において本プランに記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任する旨の議案を付議し、株主のみなさまのご承認をいただくことを条件とします。

(5)本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合または当社株主総会もしくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6)法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025年5月23日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- 1 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
- 9 「当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙2に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙2に定める基準は、法令の改正又は裁判例の動向等に基づき、独立委員会の決議によって適宜合理的範囲内で変更される場合がございます。
- 10 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会および独立委員会は、本文の③所定の要件の該当性の判定に必要な範囲で、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 11 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。
- 12 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- 13 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- 14 例えば、買付者等が、本プランに定められた手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、株主総会を開催する時間が存しない等、株主のみならず買付等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主総会を経ることなく、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。
- 15 株主総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。
- 16 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 17 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。))を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。))に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。))をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 18 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。その判定は、別紙2に定める基準に従い行うものとします。また、組合その他ファンドに係る「関連者」の判定には、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。))をいいます。
- 19 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。))として当社取締役会が認めた割合(以下、「非適格者株券等保有割合」といいます。))が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

当社の大株主の状況（2025年3月31日現在）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本製鉄株式会社	6,940	12.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,573	10.19
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,634	6.64
日コン取引先持株会	3,073	5.62
日本電設工業株式会社	2,008	3.67
太平洋セメント株式会社	1,500	2.74
株式会社みずほ銀行	1,000	1.82
株式会社三菱UFJ銀行	930	1.70
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	893	1.63
株式会社和田商店	836	1.52

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式3,119,051株を控除して計算、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 役員報酬BIP信託（135,686株）および株式付与ESOP信託（105,668株）が保有する当社株式は、上記自己株式には含めておりません。
3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより2024年7月29日付で提出された変更報告書によれば、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の4社合計で当社株式3,359千株（提出時点における持株比率6.14%（自己株式を除く））を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当期末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

共同協調行為等の認定基準

※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社および子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員および主要株主を含むものとする。

- (1) 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
- (2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
- (3) 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
- (4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんだり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
- (5) 当該特定の株主が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
- (6) 上記（5）の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであった場合にその株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
- (7) 上記（5）記載の当該他の上場会社において、認定対象者および当該特定の株主（ならびに認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じていた場合に企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か

- (8) 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
- (9) 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若しくはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- (10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであった場合に、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。）
- (11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。）
- (12) その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような直接的・間接的な関係を有しているか
- (13) その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に依る。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権無償割当ての実施又は不実施
 - ②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ②買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④買付者等との協議・交渉
 - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦本プランの修正又は変更の承認
 - ⑧本プラン以外の買収防衛策（買収への対応方針）の導入の是非の判断
 - ⑨その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員略歴**間 塚 道 義** (まづか みちよし)

1943年10月17日生

1968年 4 月 富士通ファコム株式会社入社

1971年 4 月 富士通株式会社に転籍

2001年 6 月 同社取締役兼東日本営業本部長

2005年 6 月 同社取締役専務

2006年 6 月 同社代表取締役副社長

2008年 6 月 同社代表取締役会長

2009年 9 月 同社代表取締役会長兼社長

2014年 6 月 同社取締役相談役

2015年 6 月 当社取締役（現在）

2016年 6 月 富士通株式会社相談役
株式会社アマダホールディングス（現株式会社アマダ）社外取締役

2018年 4 月 富士通株式会社シニアアドバイザー

2018年 6 月 月島機械株式会社（現月島ホールディングス株式会社）社外取締役（現在）

間塚道義氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役（非常勤）であります。

松 本 武 徳 (まつもと たけのり)

1944年 2月5日生

1968年 4 月 運輸省（現国土交通省）入省

1994年 1 月 大阪航空局関西国際空港長（初代）

1995年 8 月 大阪航空局長

1996年 6 月 航空局技術部長

2000年 6 月 株式会社日本エアシステム取締役

2003年 6 月 株式会社日本航空代表取締役専務

2006年 6 月 株式会社JAL航空機整備成田取締役会長

2014年 8 月 株式会社せとうちSEAPLANES代表取締役副社長

2017年 1 月 同社代表取締役社長

2019年 9 月 第百商事株式会社特別顧問（現在）

2020年11月 日本ドローン機構株式会社特別顧問

2022年 6 月 当社取締役（現在）

松本武徳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役（非常勤）であります。

広瀬 史乃（ひろせ しの）

1967年3月8日生

- 2000年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
阿部・井窪・片山法律事務所入所
- 2004年1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現在）
- 2006年10月 中国・北京对外経済貿易大学留学
- 2008年4月 在中国日本国大使館赴任（一等書記官）
- 2014年9月 株式会社ジョイフル本田社外監査役（現在）
- 2016年6月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）社外監査役
- 2018年5月 一般財団法人全日本野球協会常務理事（現在）
- 2019年9月 一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構監事（現在）
- 2020年6月 公益財団法人日本バスケットボール協会監事（現在）
- 2021年6月 イノテック株式会社社外取締役（現在）
- 2024年6月 当社取締役（現在）

広瀬史乃氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役（非常勤）であります。

【ご参考】株主総会後の取締役会および監査役会のスキルマトリックス（予定）

	役職		企業経営	国際	技術・生産	事業・営業	財務会計	法務 リスク コンプライ アンス	経営管理 DX/ICT サステナ ビリティ
塚本 博	代表取締役社長執行役員		●		●	●			●
梶田 宜彦	取締役常務執行役員		●	●		●	●		
饗場 潔	取締役常務執行役員		●		●	●			●
小寺 満	取締役執行役員		●	●	●	●			
角柄 明彦	取締役執行役員		●	●		●		●	
間塚 道義	取締役	独立 社外	●	●		●			●
松本 武徳	取締役	独立 社外	●	●	●			●	
広瀬 史乃	取締役	独立 社外		●				●	●
菅原 修	常任監査役		●				●	●	●
安藤 まこと	監査役	独立 社外					●		●
伴 政浩	監査役	社外	●				●	●	

(注) 各取締役・監査役に特に期待する分野を、最大4つまで記載しております。
上記一覧表は、各取締役・監査役の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過およびその成果

当期における経済環境は、消費や設備投資といった内需が主導する形で緩やかに回復してきたものの、米国、中国といった海外経済の動向、関税などの政策運営の不確実性などの国外要因の影響により世界経済およびわが国経済に与える影響は非常に不透明な状況でありました。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、建設・物流2024年問題、人手不足、原材料価格上昇等の影響を受け、コンクリートパイル・ポールの全国需要・出荷量は前期比で減少し、厳しい競争環境が継続しました。

このような状況の中、当社グループは、2024年5月に策定しました2024年中期経営計画で定めた重点課題の販路拡大や研究開発、IT投資等に取り組んでまいりましたが、厳しい競争環境のなかでシェアや生産量が減少し収支が悪化したことに加えて、土木製品事業のうちセグメント事業において収益性が十分に回復しないことから、当該事業の生産設備等固定資産の一部の減損損失を計上いたしました。これらの結果、当期の売上高は526億52百万円（前期比1.9%減）、営業利益は9億90百万円（前期比45.2%減）、経常利益は14億52百万円（前期比35.2%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は2億9百万円（前期は6億14百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

各セグメントにおける概況は次のとおりであります。

①基礎事業

コンクリートパイル全国需要が前期比で約6%減少するなか、当社グループにおいても需要減の影響を受けたことに加えて、案件の受注・着工遅延による期ずれも多

数発生し、シェアが低下したことから、売上高は242億23百万円（前期比8.7%減）となりました。

セグメント利益につきましては、適正価格の浸透や施工効率の向上等に努めたものの、生産量減少による生産子会社の収支悪化等から1億17百万円（前期比90.4%減）となりました。

②コンクリート二次製品事業

当事業のうち、ポール関連事業につきましては、コンクリートポールの全国出荷量が前期比で約8%減少するなか、当社グループの出荷量・シェアも減少し、売上高は142億71百万円（前期比3.7%減）となりました。

土木製品事業につきましては、前年度にあったPC-壁体大型案件が今期は減少したものの、リニア中央新幹線向けRCセグメントの検収が想定より順調に進んだことから、売上高は138億50百万円（前期比15.5%増）となりました。

これらの結果、コンクリート二次製品事業の売上高は281億21百万円（前期比4.9%増）となりました。セグメント利益につきましては、ポール関連事業の利益が概ね横這いであったことに加えて、土木製品事業内のセグメント事業におけるスライド条項分の回収により、23億50百万円（前期比15.7%増）となりました。

③不動産・太陽光発電事業

安定的な賃貸料収入の計上、発電・売電を行っており、売上高は3億7百万円（前期比1.7%増）、セグメント利益は1億90百万円（前期比3.1%増）となりました。

(2)設備投資等の状況

当期の設備投資額は26億円であり、その主なものとしては、基礎事業におけるパイル生産設備および杭打工事設備等7億56百万円、コンクリート二次製品事業におけるポール・プレキャスト製品の生産設備等11億81百万円であります。

(3)資金調達の状況

株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を、極度額50億円で更改いたしました。

(4)対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、足元は不安定な国際情勢やエネルギー・原材料価格・人件費の上昇に加えて物流問題や建設工事における着工遅延・工期延長等のリスクは依然としてあり、当社グループにとっては引き続き厳しい経営環境が継続するものと予想されます。

一方で、中長期的には、激甚化・頻発化する自然災害への備え（防災・減災、災害復旧）に貢献する当社独自製品・工法のほか、建設業の就業者減少や時間外労働規制への課題解決としての生産性向上・省人化に資する高品質なプレキャストコンクリート製品に高い期待が持たれております。また、カーボンニュートラルの観点からも当社開発のCO2固定化・利活用技術（CCUS）、グリーン製品（低炭素型コンクリート）へ引き続き高い関心を受けており、持続的成長の機会は多数あるものと考えております。

このような事業環境において、足元では受注の確実な確保や生産性向上に取り組み業績を回復させ、加えて政策保有株式の縮減等も進め利益・キャッシュを確保することにより成長投資を実施する一方、株主還元強化に努めてまいります。また、中長期的には中期経営計画に

て掲げた研究開発や成長・生産性向上への投資等の諸施策を着実に進めてまいる所存であります。

今後も社会インフラ強靱化の一翼を担い、環境負荷を低減させる技術と商品群を提供することで社会に貢献してまいります。また、当社グループのシナジーを発揮し更なる成長を実現すべく努めるとともに、コーポレートガバナンスおよびサステナビリティへの取り組みを強化し、ステークホルダーみなさまのご期待に応えるべく持続的成長を実現し、企業価値の向上を目指してまいります。

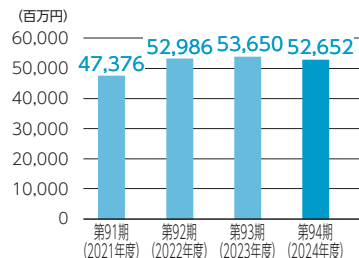
(5) 財産および損益の状況

期 項 目	第91期 2021年度	第92期 2022年度	第93期 2023年度	第94期 2024年度
売上高 (百万円)	47,376	52,986	53,650	52,652
経常利益 (百万円)	1,555	97	2,242	1,452
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は損失) (百万円)	876	△ 439	614	△ 209
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	15.63	△ 8.07	11.31	△ 3.86
総資産 (百万円)	75,003	77,063	81,995	77,282
純資産 (百万円)	38,672	37,658	40,395	39,985

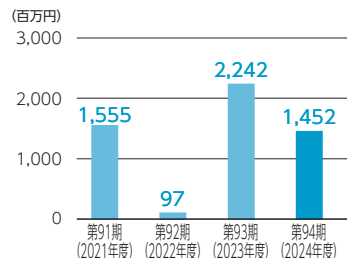
(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

(ご参考)

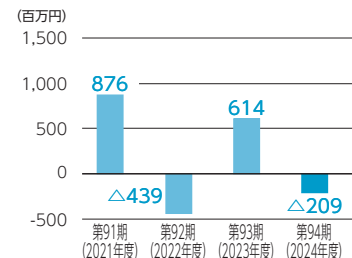
■ 売上高



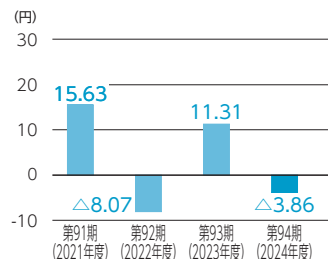
■ 経常利益



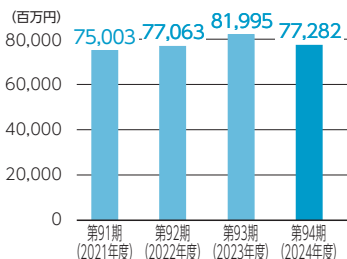
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



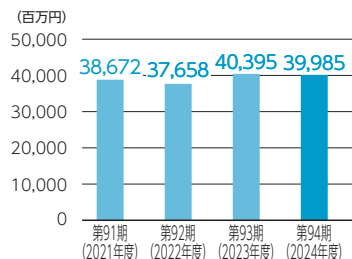
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産



■ 純資産



(6)重要な子会社の状況

	会社名	所在地	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
製造会社	NC日混工業株式会社	東京都港区	80	76.38	ポール・パイル部分品の製造・販売
	NC東日本コンクリート工業株式会社	茨城県茨城市	80	100.00	ポール・パイル・プレキャスト製品の製造
	NC中日本コンクリート工業株式会社	三重県鈴鹿市	20	100.00	ポールの製造
	NC関東パイル製造株式会社	茨城県古河市	100	100.00	パイルの製造
	NC西日本パイル製造株式会社	兵庫県高砂市	10	100.00	ポール・パイルの製造
	NC九州株式会社	福岡県福岡市	90	71.00	ポール・パイルの製造
	NC貝原パイル製造株式会社	岡山県倉敷市	60	100.00	パイルの製造
	NC四国コンクリート工業株式会社	愛媛県愛媛市	10	100.00	ポール・パイルの製造
	NC中部パイル製造株式会社	三重県四日市市	30	100.00	パイルの製造
	NCセグメント株式会社	群馬県群馬郡	490	100.00	プレキャスト製品の製造
	NC鋼材株式会社	茨城県古河市	40	100.00	パイル用鋼材の加工
製造販売会社	NCプレコン株式会社	岡山県倉敷市	100	100.00	プレキャスト製品の製造・販売
	NIPPON CONCRETE (Myanmar) Co.,Ltd.	ミャンマー国ヤンゴン市	88ミャンマーチャット 104	87.34	ポール・パイルの製造・販売
	北海道コンクリート工業株式会社	北海道札幌市	222	64.22	ポール・パイル・プレキャスト製品の製造・販売および施工
	東北ポール株式会社	宮城県仙台市	236	85.43	ポール・パイル・プレキャスト製品の製造・販売および施工
施工会社	NC工基株式会社	東京都港区	72	100.00	基礎杭の施工
	フリー工業株式会社	東京都台東区	100	74.10	各種土木工事および建設資材販売
販売会社	NC貝原コンクリート株式会社	岡山県倉敷市	10	100.00	パイル・プレキャスト製品の販売・施工
輸送会社	NCロジスティックス株式会社	茨城県茨城市	10	70.00	ポール・パイル等の運送
資産管理会社	NCマネジメントサービス株式会社	東京都港区	10	100.00	不動産の賃貸・管理

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7)主要な事業内容

当社グループの主な事業は、コンクリート製品や環境製品の製造・販売および工事請負ならびにそれらに付帯関連する事業であります。主要な製品および工法は次のとおりであります。

製品	コンクリートポール	様々なニーズに対応したコンクリート柱（単柱、フランジ式継柱、キャップオンポール（「COP」、施工が容易な継柱）、NCタワー（長尺・高荷重柱）など） 配電線路、通信線路、電車線路、防球ネット、照明、移動体通信アンテナ、防災無線、小型風力発電等の支持物のほか、上記コンクリート柱の点検・補修も行っております。
	コンクリートパイル	様々な施工ニーズに対応した基礎杭 ・PHCパイル（ONA、ONA105、ONA123） ・PRCパイル（HiDuc-CPRC、HiDuc-CPRC105） ・SCパイル（Hi-SC、Hi-SC105、Hi-SC123） ・節杭（HF-ONA105、HF-ONA123、HF-Duc、HF-Duc105） ・RSC・RSCPパイル（ハツリ部がRC構造のSCパイル） ・エスタス105（SCパイルとPHCパイルを一体化させたパイル） ・HF-HiAX123パイル（高軸力対応型節杭） ・SPHC杭（鋼管巻きPHC杭） なお、PHCパイルには、外観形状が異なる節付杭、HBパイル、HMパイルなどがあります。 ・地中熱利用ヒートポンプシステム
	PCー壁体	高剛性な土留め構造物用等辺角型コンクリートパイル （仮設なしで自立式の擁壁や護岸を急速築造）
	コンクリートセグメント	シールドトンネル用RCセグメント、鋼枠中詰めセグメント
	プレキャストコンクリート	地中配電材（マンホール、ハンドホール） 土木部材（親杭パネル、NJ軽量高欄、PCL版）、建築部材（柱、梁、カーテンウォール、バルコニー）
	超高強度繊維補強コンクリート（UFC）	主に水路、橋脚、トンネル等の補修、建物の耐震補強に使用される耐久性、耐磨耗性、耐塩害性等に優れた超高強度のコンクリート部材
	ポアセル	気泡壁が部分的に破泡連通していることで高い吸音性を発揮するセメント系の剛体多孔質吸音材
	エコタンカル	コンクリート二次製品製造時に排出される高アルカリ廃水とボイラー排ガス中に含まれる二酸化炭素を原料とする、環境にやさしい高品質な軽質炭酸カルシウム
	パデックス PAdeCS	廃水に含まれるリンや重金属の除去、酸性廃水の中和、脱臭などの多用途機能を有した、コンクリート二次製品製造時に発生するコンクリートスラッジのリサイクルから生まれた環境浄化材
	デコメッシュ	コンクリート工の生産性向上に有効（工期短縮・省力化・省人化・安全性向上が可能）であり、仮設型枠材を使用せず、コンクリート構造物が簡単に構築できる、特殊金網製の超軽量な埋設型枠
工法	ハイパー Hyper-MEGA工法	先端部に超高強度の節付き杭を用いるプレボーリング系高支持力工法
	ハイパー Hyper-ストレート ^{エヌティー} 工法	全長同径のストレート掘削で標準型既製コンクリート杭を使用するシンプルな工程のプレボーリング系高支持力工法

工法	H・B・M工法	HBパイル（溝付き拡底杭）を使用し、球根部の軸力と摩擦支持力を確実に発揮するプレボーリング系高支持力工法
	NAKS工法	杭の中空部に挿入した特殊なロッドにより地盤を掘削し、杭を自重または強制圧入力により沈設後、杭の先端に拡大球根を築造する中掘り拡大根固め工法
	Hyper-NAKSⅡ工法	従来のHyper-NAKS工法をさらに進化させ、地盤支持力をより大きくした中掘り系高支持力工法
	PCW工法	安定性と強度を備えたプレキャストコンクリートパネルで壁面を構築し、背面へは気泡混合軽量盛土材を充填することにより、道路拡幅では斜面に耐久性の高い盛土構造物を経済的に構築し、老朽化した橋梁では気泡混合軽量盛土材にて埋設して、耐震補強・橋梁拡幅を経済的に構築する工法

(8)企業集団の主要な拠点等

①当社

本社	東京都港区芝浦四丁目6番14号	
支店	名古屋支店	名古屋市中村区
	大阪支店	大阪市西区
	広島支店	広島市中区
	四国支店	香川県高松市
	九州支店	福岡市博多区

②子会社

前記の「(6)重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(9)従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減
1,353名 (440名)	7名増 (11名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の括弧書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数です。

②当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
361名 (65名)	2名増 (2名増)	43.7歳	12.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の括弧書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員数であり、外数です。

(10)主要な借入先

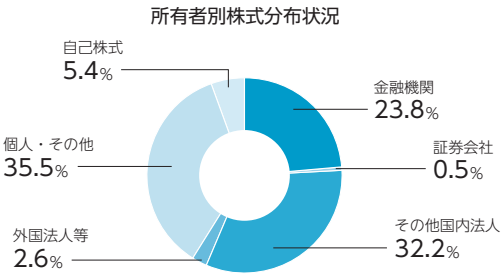
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	4,072
株式会社みずほ銀行	2,100
農林中央金庫	1,290
三井住友信託銀行株式会社	1,160
株式会社三井住友銀行	1,130
株式会社常陽銀行	865
株式会社足利銀行	815
株式会社百五銀行	520

- (注) 上記借入金残高の中に、下記銀行をエーエージェントとするシンジケートローンが含まれております。
株式会社三菱UFJ銀行 2,542百万円
株式会社みずほ銀行 400百万円

2. 株式に関する事項

(1)株式の状況

①発行可能株式総数	180,000,000株
②発行済株式の総数	57,777,432株
	(自己株式3,119,051株を含む。)
③株主数	12,886名
④大株主（上位10名）	



株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本製鉄株式会社	6,940	12.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,573	10.19
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,634	6.64
日コン取引先持株会	3,073	5.62
日本電設工業株式会社	2,008	3.67
太平洋セメント株式会社	1,500	2.74
株式会社みずほ銀行	1,000	1.82
株式会社三菱UFJ銀行	930	1.70
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	893	1.63
株式会社和田商店	836	1.52

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式3,119,051株を控除して計算、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 役員報酬BIP信託（135,686株）および株式付与ESOP信託（105,668株）が保有する当社株式は、上記自己株式には含めておりません。

3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより2024年7月29日付で提出された変更報告書によれば、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の4社合計で当社株式3,359千株（提出時点における持株比率6.14%（自己株式を除く））を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当期末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 4,373株	1名

(3)その他株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	当社における担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 本 博	取締役会議長、 指名委員、報酬委員
取締役	梶 田 宜 彦	NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長
取締役	饗 場 潔	
取締役	小 寺 満	
取締役	角 柄 明 彦	
取締役	間 塚 道 義	指名委員長、報酬委員長 月島ホールディングス株式会社社外取締役
取締役	松 本 武 徳	指名委員、報酬委員
取締役	広 瀬 史 乃	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー、 株式会社ジョイフル本田社外監査役、 イノテック株式会社社外取締役、 一般財団法人全日本野球協会常務理事、 一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構監事、 公益財団法人日本バスケットボール協会監事
常任（常勤）監査役	井 上 敏 克	－
監査役	安 藤 まこと	指名委員、報酬委員 公認会計士、響税理士法人代表社員、 明治ホールディングス株式会社社外監査役、 三井住友海上火災保険株式会社社外監査役
監査役	伴 政 浩	太平洋セメント株式会社常務執行役員

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。なお異動日は2024年6月27日であります。
退任 取締役今井康友氏、同石寄信憲氏、監査役西村俊英氏は任期満了により退任しました。
新任 取締役饗場潔氏、同広瀬史乃氏、監査役伴政浩氏

2. 取締役間塚道義、同松本武徳、同広瀬史乃の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 監査役安藤まこと、同伴政浩の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 監査役井上敏克氏は金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役安藤まこと氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 監査役伴政浩氏は長年にわたる経営管理部門での実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 取締役間塚道義、同松本武徳、同広瀬史乃、監査役安藤まことの4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務する者（*）も含めた執行役員は、次のとおりであります。なお、2025年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名			役位・担当・役職	
			変更前	変更後
*	塚 本	博	社長執行役員、経営全般の業務執行、営業統括本部長、土木・建材事業責任者、PC壁体事業責任者	社長執行役員、経営全般の業務執行、営業統括本部長、土木・建材事業責任者、PC壁体事業責任者
*	梶 田	宜彦	常務執行役員、経営管理責任者	常務執行役員、経営管理責任者
*	饗 場	潔	常務執行役員、ポール関連事業責任者	常務執行役員、ポール関連事業責任者
*	小 寺	満	執行役員、技術開発責任者、海外事業責任者	執行役員、技術開発責任者、海外事業責任者
*	角 柄	明彦	執行役員、基礎事業責任者、工事営業責任者	執行役員、基礎事業責任者、工事営業責任者
	増 田	知行	営業（工事営業） NC工基株式会社代表取締役社長	営業（基礎事業（工事）） NC工基株式会社代表取締役社長
	大 野	豊	本部（経営管理）、人事室長	本部（経営管理）、人事室長
	斉 藤	彰宏	本部（生産管理） NC東日本コンクリート工業株式会社代表取締役社長、 NC中日本コンクリート工業株式会社代表取締役社長、 NCセグメント株式会社代表取締役社長、 NCロジスティックス株式会社代表取締役社長	本部（生産管理） NC東日本コンクリート工業株式会社代表取締役社長、 NC中日本コンクリート工業株式会社代表取締役社長、 NCセグメント株式会社代表取締役社長、 NCロジスティックス株式会社代表取締役社長
	小 林	大介	営業（PC壁体事業）、PC壁体・擁壁事業部長	営業（PC壁体事業）、PC壁体・擁壁事業部長
	薄 葉	信一	本部（技術開発）、環境・エネルギー事業責任者	本部（技術開発）、環境・エネルギー事業責任者
	飯 島	剛裕	営業（基礎事業、土木・建材事業）、 東日本基礎事業管理部長、 土木・建材営業管理部長	営業（基礎事業、土木・建材事業）
	高 堂	満	生産管理責任者、生産管理室長	生産管理責任者、生産管理室長
	平 山	国弘	営業（土木・建材事業）	営業（土木・建材事業）
	武 部	敦士	営業（土木・建材事業）	営業（土木・建材事業）
	酒 井	幸司	（新任）	営業（ポール関連事業）

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役3名および監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する者を除く。）等を補填することとしております。なお、役員等賠償責任保険契約の保険料は、すべての被保険者について全額を当社が負担しております。

(4)取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別の基本報酬額に、一定の基準に基づき、会社業績等に応じた加減を行って算定しております。なお、決定方針および具体的な個人別の報酬額は報酬委員会による原案を勘案し、取締役会で決定しております。

各監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、方針の概要は次のとおりです。

I. 報酬委員会

当社は、監査役会設置会社体制のもと、取締役の報酬につきまして、公正性、客観性および透明性を担保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、メンバーは独立社外取締役2名、独立社外監査役1名および社内取締役1名としております。報酬委員会の委員長は独立社外取締役が務めております。また、報酬委員会は、当社の取締役報酬制度および取締役報酬額につきまして審議し、取締役会に答申しております。

II. 取締役の報酬

当社の取締役報酬は、現金報酬として基本報酬（月額報酬）および短期的な業績向上を目的とした賞与ならびに自社株報酬として中長期的な業績向上を目的とした信託を利用した株式付与制度で構成しており、社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。なお、各報酬の具体的な個人別の報酬額は当社のモデル構成割合を基に算定されます。業績連動報酬等の賞与につきましてはグループ会社全体の収益力を示す各事業年度の連結営業利益を業績目標値とし役位ならびに業績目標値の目標達成度等に応じて算定されます。また、非金銭報酬等の信託を利用した株式付与制度は、グループ会社全体としての中長期的目線の収益力を示す連結経常利益および株主利益との連動性の観点から規模も含めた当社の市場価値を示す時価総額の変動率を目標値として役位ならびに目標値の目標達成度等に応じて算定され、交付する当社株式の上限を200千株（対象期間3事業年度）とし、交付時期を当社の取締役の退任時としております。

なお、当事業年度における業績連動報酬等（賞与）に係る額の基礎として選定した指標の目標は2025年3月連結営業利益24億円であり、その達成状況は9億90百万円の連結営業利益であります。非金銭報酬等（株式付与制度）に係る株式数の算定の基礎として選定した指標の目標は2021年中期経営計画における2024年3月期連結経常利益42億円

および2021年4月1日と2024年3月31日の当社の時価総額変動率であり、その達成状況は22億42百万円の連結経常利益および0.2%の時価総額変動率であります。付与株数は「2. 株式に関する事項（2）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

Ⅲ. 監査役の報酬

当社の監査役報酬は、基本報酬（月額報酬）のみとしております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議

取締役の報酬限度額（基本報酬および賞与）は、年額2億50百万円であります（2006年6月29日開催の第75回定時株主総会決議）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役2名）です。この他に2021年6月29日開催の第90回定時株主総会において、信託期間（3年間）毎に1億20百万円を上限とする金銭を拠出し、信託期間中に選任され就任した取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動型株式報酬を支給することが決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の報酬限度額（基本報酬のみ）は、年額40百万円であります（1988年6月29日開催の第57回定時株主総会決議）。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	基本報酬		業績連動報酬等		非金銭報酬等		総 額
	固定報酬		賞与		株式付与制度		
	人員	報酬総額	人員	報酬総額	人員	報酬総額	
取締役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	114,360千円 (18,900千円)	5名 (―)	36,140千円 (―)	5名 (―)	△1,722千円 (―)	148,777千円 (18,900千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	29,955千円 (12,195千円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	29,955千円 (12,195千円)
合計	14名	144,315千円	5名	36,140千円	5名	△1,722千円	178,732千円

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。
2. 社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等はございません。
3. 業績連動報酬等（賞与）および非金銭報酬等（株式付与制度）は、当事業年度における引当金繰入額（純額）を記載しております。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針の整合性を含め多角的な検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(5)取締役および監査役のトレーニング

当社の取締役・監査役に対し経営に必要な知識の習得および責務への理解を深めるため、適宜外部の研修やセミナーを受講できる体制を取っております。特に社外役員に対して、当社への理解を深めるために執行役員等による業務執行状況の報告や工場、工事現場見学等を適宜実施し、教育・情報提供および意見交換を行っております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼職の状況
間 塚 道 義 (社外取締役)	◇月島ホールディングス株式会社社外取締役 当社と月島ホールディングス株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。
広 瀬 史 乃 (社外取締役)	◇阿部・井窪・片山法律事務所パートナー 当社と阿部・井窪・片山法律事務所との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇株式会社ジョイフル本田社外監査役 当社と株式会社ジョイフル本田との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇イノテック株式会社社外取締役 当社とイノテック株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇一般財団法人全日本野球協会常務理事 当社と一般財団法人全日本野球協会との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構監事 当社と一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇公益財団法人日本バスケットボール協会監事 当社と公益財団法人日本バスケットボール協会との間には重要な取引その他関係はありません。
安 藤 ま こ と (社外監査役)	◇響税理士法人代表社員 当社と響税理士法人との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇明治ホールディングス株式会社社外監査役 当社と明治ホールディングス株式会社との間には重要な取引その他関係はありません。 ◇三井住友海上火災保険株式会社社外監査役 当社は三井住友海上火災保険株式会社と損害保険等の取引関係があります。
伴 政 浩 (社外監査役)	◇太平洋セメント株式会社常務執行役員 当社は太平洋セメント株式会社から、コンクリートポール・パイル等の原材料の一部であるセメント等を仕入れております。なお、同社は当社発行済株式（自己株式を除く）の9.39%（退職給付信託口3,634千株を含む）を保有しております。

②主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	出席会議および 出席回数	主な活動状況および 果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
間 塚 道 義 (社 外 取 締 役)	取締役会 13回 / 13回 出席 指名委員会 5回 / 5回 出席 報酬委員会 4回 / 4回 出席	当事業年度開催の取締役会、指名委員会および報酬委員会全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとで経営の監督等に十分な役割を果たし、取締役会の意思決定につきまして適切で様々な助言・提言を適宜行っております。
松 本 武 徳 (社 外 取 締 役)	取締役会 13回 / 13回 出席 指名委員会 4回 / 4回 出席 報酬委員会 2回 / 2回 出席	当事業年度開催の取締役会、指名委員会および報酬委員会全てに出席し、公職および企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとで経営の監督等に十分な役割を果たし、取締役会の意思決定につきまして適切で様々な助言・提言を適宜行っております。
広 瀬 史 乃 (社 外 取 締 役)	取締役会 10回 / 10回 出席	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの経営に有益な助言・提言を適宜行っております。
安 藤 まこと (社 外 監 査 役)	取締役会 11回 / 13回 出席 監査役会 13回 / 13回 出席 指名委員会 5回 / 5回 出席 報酬委員会 4回 / 4回 出席	当事業年度開催の取締役会、監査役会、指名委員会および報酬委員会に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの経営に有益な助言・提言を行い、また適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。
伴 政 浩 (社 外 監 査 役)	取締役会 7回 / 10回 出席 監査役会 9回 / 9回 出席	当事業年度開催の取締役会および監査役会に出席し、大企業の経理部長としての経験から培った深い識見で経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 会議開催数は当事業年度内に開催された回数であります。
2. 取締役松本武徳氏の指名委員会および報酬委員会の開催数は、就任後に開催された回数であります。
3. 取締役広瀬史乃氏、監査役伴政浩氏の会議開催数は、就任後に開催された回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1)名称

東陽監査法人

(2)当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	82,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	82,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査内容・監査時間および過年度の監査報酬の実績を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)責任限定契約の内容の概要

当社では、会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を、定款で定めておりません。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨および解任理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会におきまして、内部統制システムの整備に関する基本方針につきまして、次のとおり決議しております。

①当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、コンプライアンス経営の重要性に鑑み、2000年4月に「企業倫理規範」を定めるとともに、2004年2月にはコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役を委員長とするほか、当社の各部門長および日コングループ会社（財務諸表等規則第8条第3項の子会社をいい、以下「グループ会社」という。）社長をコンプライアンス責任者とする。
- 2) 当社およびグループ会社（以下総称して「当社グループ」という。）は、コンプライアンス経営を第一義とし、イントラネットの活用等により「企業倫理規範」を含む「企業倫理ハンドブック」の周知徹底を図り、法令遵守と企業倫理に基づく行動の実践に努めていく。
- 3) 当社グループは、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止および早期発見等を図るため、内部通報制度（「日コングループ・ヘルプライン」）を導入し、通報のための専用窓口を社内・外に設置し、通報を理由として通報者に対し不利益な取り扱いを禁止する。
- 4) 当社グループは、グループ幹部会において適時にコンプライアンスに関する情報を提供し、周知徹底を図る。
- 5) 内部監査室は、日コングループ会社管理規定および監査規定に基づき、グループ会社に対する内部監査を実施する。

6) 当社グループは、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との関係を遮断することを「企業倫理規範」および「企業行動規範」に定め、取締役、使用人に遵守を徹底させる。

7) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制評価委員会において、財務報告に係る内部統制評価規定に基づき、その整備状況および運用の有効性を定期的に評価し改善を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規則（文書規定、稟議規定等）に則って保存、管理する。

③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、グループ全体のリスク管理について、リスク管理規定に則って管理・連絡体制を構築し、当社の各部門およびグループ会社の所管業務に付随するリスク管理は、当社の各部門長およびグループ会社社長が行うこととする。

なお、当社グループにおいて重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した場合は、社長直轄の対策本部を当社に設置し、対応策を決定のうえ関係部門に実行を指示する。

④当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催することを基本とするとともに、臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督を行う。
- 2) 当社は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、重要な業務執行に関する計画およびその執行状況を審議・確認するため、常勤取締役、常勤監査役および執行役員全員による経営会議を毎月1回開催するほか、臨時経営会議を随時開催し、取締役会の機能強化および経営効率の向上を図る。

- 3) 当社グループの業務運営については、当社において中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定したうえで、グループ幹部会等を通じて、グループ会社に対して経営方針の周知徹底を図る。当社の各部門およびグループ会社は、これを受けて自部門およびグループ会社の目標達成のための施策を立案し実行する。

なお、当社の経営会議において定期的にその進捗状況をレビューする。

⑤当社および当社子会社における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループは、グループ会社の社長をコンプライアンス責任者とするとともに、グループ幹部会等を通じて、「企業倫理規範」の周知徹底およびその実践を図っていく。
- 2) グループ会社の経営については、その独自性を活かしつつ、日コングループ会社管理規定に基づき、経営成績、財務状況および事業方針、年度予算等に関する定期的な報告を義務付けるとともに、重要事項については、日コングループ稟議手続要領に基づき、当社の事前承認を得る。

なお、当社の子会社担当執行役員は当社の経営会議に子会社の状況を定期的に報告する。

⑥監査役の職務を補助する使用人および指示の実効性の確保について

内部監査室、経理部との連携で対応しており、現在、専任の補助使用人は置いていないが、求められた場合、専任の補助使用人を置くか、置く場合の人数等については常勤監査役と協議のうえ決定する。

なお、補助使用人を置いた場合、当該補助使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、異動、評価、懲戒処分は常勤監査役の同意を得て行う。

⑦当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告

を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制等

- 1) 当社の取締役または使用人は、法定の事項に加え、経営状況の大きな変動、リスクの顕在化等、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに監査役会に報告する。
 - 2) 常勤監査役は、業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席する一方、重要な決裁書類である稟議書その他の文書を閲覧するとともに、当社グループの取締役および使用人に適宜報告を求める。
 - 3) 内部監査室による当社グループの監査の結果ならびに被監査部門に対する指摘事項の改善状況等については、常勤監査役に報告する。
 - 4) 内部監査室は、日コングループ・ヘルプラインへの通報の結果について定期的に当社の監査役に報告する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
- 1) 代表取締役は、監査役会と意見交換を密に行う。
 - 2) 内部監査室および経理部をして、監査役会および当社の会計監査人である監査法人による監査との連携を図らせる。
 - 3) 当社は、会社法第388条に基づく監査役からの費用等の請求に対する支払を実効的に担保するため、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設定する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

- 1) 当社グループは、コンプライアンス経営の重要性に鑑み、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するなど、企業トップをコンプライアンス責任者としている。また、グループ会社においても各社社長をコンプライアンス責任者とし、当社グループ全体の会議体であるグループ幹部会（年4回開催）内でのコンプライアンス情報の発信、また、下記 i) から iii) の内容の周知徹底を行うことで、コンプライアンス経営を浸透させている。
 - i) 内部通報制度「日コングループ・ヘルプライン」
 - ii) イン트라ネットの活用（企業倫理規範の掲示）
 - iii) 「企業倫理ハンドブック」ならびに携帯用「企業倫理規範」の全社員への配布
 - 2) コンプライアンス委員会を半年に1回定期的に開催し、当期は年2回開催した。
 - 3) 内部監査室による規定および経営責任者の承認を受けた監査計画に基づくグループ会社への内部監査を実施した。
 - 4) 財務報告に係る内部統制評価規定に基づく整備状況および運用の有効性を評価・改善するため、定例の内部統制評価委員会を年3回開催した。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況
- 法令および社内規則に則り、主に下記の内容を保存・管理している。
- i) 取締役会議事録
 - ii) 稟議書
- ③当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
- 当社グループは経営に影響を及ぼす多様なリスクが発生した場合に、その影響を最小限とするための内容および対策方法などの危機管理に関する基本的事項について「リス

ク管理規定」を制定し、緊急時の体制を整備している。

④当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

- 1) 当社取締役会は、取締役8名（うち社外取締役3名）で構成し、監査役3名（うち社外監査役2名）も出席したうえで、当期は13回開催した。なお、各社外役員の出席状況は前記の「4. 会社役員に関する事項（6）社外役員に関する事項②」に記載のとおり。
- 2) 常勤取締役および取締役会にて選任された執行役員14名で経営会議を構成し、常勤監査役も出席したうえで、当期は17回開催した。
- 3) 上記のほか、外部コンサルタントによる「取締役会の実効性評価」を実施し、実効性があることの確認や、前記の「4. 会社役員に関する事項（5）取締役および監査役のトレーニング」に記載の執行役員による業務執行状況の報告を適宜実施し、社外役員の職務も効率的に行われる体制を構築している。

⑤当社および当社子会社における業務の適正を確保するための体制の運用状況

前記の取締役会にて各執行役員より担当部門の執行状況を、経営会議にて各子会社担当執行役員等より子会社の状況を定期的に報告した。

⑥監査役の職務を補助する使用人および指示の実効性の確保についての運用状況

専任の補助使用人は置いていないが、内部監査室および経理部との連携により監査役の職務のフォローを行った。

⑦当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制等の運用状況

- 1) 当社の監査役会は常任（常勤）監査役 1 名、社外監査役 2 名の計 3 名で構成し、当期は13回開催した。なお、各社外監査役の出席状況は前記の「4. 会社役員に関する事項（6）社外役員に関する事項②」に記載のとおり。
 - 2) 前記 1) の監査役会にて、常勤監査役は社外監査役に対し、経営会議および稟議書の内容や子会社の監査状況を報告している。
 - 3) 決算や重要な決定事項について必要に応じて担当取締役からの説明を受けた。
 - 4) 内部監査室は定期的に常勤監査役との情報交換を行い、また、経営責任者の承認を受けた監査計画に基づく内部監査の内容を、監査実施後速やかに常勤監査役へ報告している。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等の運用状況
- 1) 監査役会は、代表取締役および社外取締役との意見交換会を実施した。
 - 2) 内部監査室および経理部の協力のもと、監査役会および会計監査人との連携を行った。
 - 3) 監査役が監査を行ううえで必要な費用については、監査役と協議し一定の予算を設定した。

(3)会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の支配に関する基本方針を次のとおり定めております。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転をとまなう買収提案がな

された場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、①コンクリートポールのリーディングカンパニーとして長年にわたり蓄積した、コンクリート製品や生産設備に関する総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウ、②上記①の技術力等により裏打ちされた、高品質の製品・施工の安定的な供給力、③当社グループ及び当社の製造技術・施工技術の供与先で構成するNCグループにおいて構築された全国的な製造・販売のネットワーク、④仕入先・販売先をはじめとするあらゆる取引先との間に長年にわたり築かれてきた強固な信頼関係、並びに⑤上記①及び②の技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

②当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1951年に「NC式」鋼線コンクリートポールを発明して以来今日まで一貫して、コンクリートという素材を事業のコアにし、確かな技術力維持と品質重視の経営を行ってきたという自負があります。2018年8月に創業70周年を迎えた当社の歴史の中においてはコンクリートポールだけではなく、コンクリートパイル（基礎杭）、当社オリジナル製品でありますPC-壁体（土留め製品）及びプレキャスト製品の弛まぬ研究開発に邁進してまいりました。その努力は鋼材1本をとっても他社製品にはない強度を誇る材料を使用しながらその経済性は他社よりも高くなるという点に最も表れていると考えます。また、製品の開発だけではなく、コンクリートパイル等の施工についても、培ってきた経済性・技術的信頼性はもとより環境に優しい低騒音・低振動・低排土工法の開発に注力しており、このような製品開発の姿勢は取引先に対して高い信頼を得る一助となっております。

当社は、経営理念である「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」ことを使命とする企業として、長年にわたり国内の様々なインフラ整備に携わることで蓄積されたこれらの技術・ノウハウや取引先との間に築かれた強固な信頼を基盤として、高品質な製品を市場に供給し、社会・顧客のニーズに応えることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上につながるものと確信しております。

かかる当社の企業価値の源泉は、具体的には、以下の点にあると考えております。

当社は、コンクリートポールの開発先駆者として現在に至るまで、使用鋼材の見直しや美観に配慮し

た擬木ポール、長尺物運搬の法令順守のため、また顧客要望の狭隘地対策として継ぎ手式ポールの開発など継続的な製品改良と製造技術の向上により、配電線路用ポール、通信線路用ポール及び電車線路用ポール等の高品質なポールを広く社会に供給し続け顧客から高い評価を得ております。また、コンクリートパイルの分野におきましてもNCS-PCパイルの開発に始まり高強度ONAパイル、さらには最近のONA123パイルに代表される超高強度パイルの開発等、常に顧客の求めに応えるために改良を重ねるなど真摯に製品開発に取り組んでまいりました。一方、杭打ち工事を中心とした施工法においても、責任施工を基本に自社製品を活かすための施工技術の開発にも積極的に取り組んでおります。中掘工法における先駆的工法であるNAKS工法、施工精度、経済性を追求したRODEX工法等に加え、NAKS工法の性能をさらに高めたHyper-NAKSⅡ工法や、施工管理性能を高めたHyper-ストレート工法等の最先端の高支持力工法に至るまで、地盤改良を含め、軟弱地盤などの様々な地盤に対応した施工法を提供し、杭の継ぎ目部分の処理にも経済性を追求するなど社会・顧客のニーズに応えております。さらに、コンクリートパイルの製造技術を活かして、擁壁や護岸にスピーディな施工が可能となるPC-壁体を開発するなど、当社はこれらの長年にわたる地道な取組みにより蓄積したコンクリート二次製品に関する製造・施工技術及びノウハウ、そして人的資源は、当社の企業価値を維持・向上させていくために、極めて重要であると考えております。

また、当社は、創業直後の1953年からコンクリートポールに関する製造技術を全国9社の製造会社は無償供与し、この技術供与先を「NCグループ」と名付けました。これはNCブランドを全国へ普及させるとともに、国策として木製からコンクリート製の電

柱へと建て替えを行っていた国内のポール需要の増加に応えるため、国内インフラ整備への対応を優先することとしました。以来、社会的貢献はもとより、当社はこれらの会社と技術の発展、需要者の利益及び従業員の生活安定を目指すというNCグループ共通の使命感のもと、技術交流を初め、人的、資本的交流を含めた強固な関係を形成しており、国内におけるコンクリートポール分野において圧倒的なシェアと競争力を維持しております。また、NCグループはその後の当社が行った上記9社を含む13社の製造会社へのコンクリートパイルの製造技術供与によって拡大し、製造及び供給面での強固な協力体制を構築しております。

これらNCグループ各社との強固な関係の維持は、当社の企業価値を向上させるうえで不可欠な存在となっております。

上記の企業価値の源泉を十分理解し、長期的視点にたった継続的な経営資源の投入や、独自技術の開発がこれらを着実に強化させていくことにつながり、ステークホルダーからの信頼を高め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上につながるものと考えております。

2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上のための取組みについて

当社は、70年を超える歴史の中で培ってきた経営資源と果たすべき社会的使命を勘案し、2024年5月策定の「2024年中期経営計画」において、中長期ビジョンを「未来の社会生活基盤と地球環境を護る」とし、基本方針を「グループの変革と持続的成長により新たな価値を創出し、持続可能な社会に貢献する」と定め、持続的成長による企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、「コンクリートを通して、安心・安全で豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念に基づ

き、今後も社会インフラ強靱化の一翼を担い、環境負荷を低減させる技術と商品群を提供することで社会貢献するとともに、当社グループのシナジーを発揮し更なる成長を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の方をはじめとした当社を取り巻くすべての方々にとっての利益を最大化することにつながると考えております。

3) コーポレートガバナンスの強化

当社は2015年12月に、株主のみなさまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるとともに、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を実現するために、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定、2021年6月に本基本方針を改訂いたしました。

この基本方針に従い、上述の経営理念、及び行動理念のもと、株主が有する権利が十分に確保され平等性が保たれるよう、関連規程の整備を行うとともに、株主以外のステークホルダー、すなわち従業員、お客さま、取引先、社会・地域のみなさまと良好かつ円滑な関係の維持に努めるよう取り組んでおります。

また、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会の責務と役割を明確に定めるとともに、取締役及び監査役候補者の指名方針、手続きを定め、特に独立社外取締役・独立社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立性基準に加えて当社独自の基準を満たす者を候補者としております。さらに取締役・監査役に対しては、その役割・責務を適切に果たせるよう、就任時及びその後も必要に応じ、トレーニングの機会を提供しております。2018年8月に独立社外取締役を委員長とした独立社外役員が過半数を占める指名諮問委員会（現：指名委員会）を設置し、取締役の選解任などを取締役会が諮問する体制を整備いたしました。また、取締役の報酬については、2017年3月に取締役会議長を委員長（現在

は独立社外取締役が委員長）とし、独立社外役員が過半数を占める報酬諮問委員会（現：報酬委員会）での審議を行い、業績連動報酬や、信託を利用した自社株付与制度も加えるなど、中長期的な業績向上意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めるようにしております。

当社は、以上のような取組みによりコーポレートガバナンスの強化を図ることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものと考えております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2022年6月29日開催の第91回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予

約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主のみなさまに対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

④上記②及び③の取組みについての当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための具体的施策として策定されたものであり、基本方針に沿うものであります。また、上記③の取組みは以下の理由により基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(a) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の

利益を確保することを目的として継続されるものです。

(b) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針（以下「指針」といいます。）の定める三原則（（ア）企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、（イ）事前開示・株主意思の原則、（ウ）必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえて運用することが可能なものとなっております。

(c) 株主意思の重視

本プランは、株主のみなさまの意思を反映させるため、本定時株主総会において、当社定款第16条の規定に基づく当社取締役会への委任に関する議案が株主のみなさまに承認されることを条件として継続されます。

さらに、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において本新株予約権無償割当て決議を行うことができることとしております。

加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨又は本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

(d) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4)剰余金の配当等の決定に関する基本方針

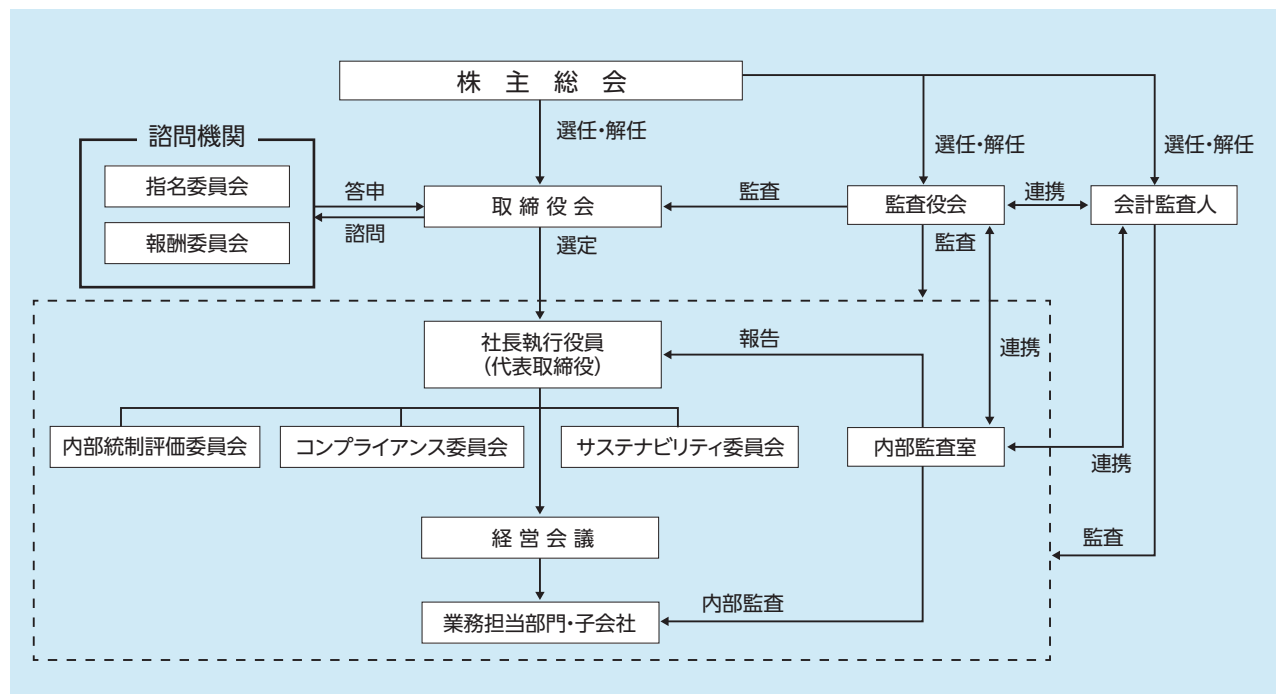
当社は、経営基盤を強化し企業価値向上を図るとともに、株主への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。

剰余金の配当につきましては、業績の許す限り安定した配当を実施し、適切な還元を行うことを基本としておりますが、一方、研究開発、生産設備の更新等、企業基盤の整備も長期的な株主利益に適うと考えており、適切な内部留保の確保にも努めております。

上記観点から、剰余金の配当は、連結の期間業績を考慮するとともに、収益動向や今後の事業展開および財務体質の維持・強化ならびに40%以上の配当性向方針等を総合的に勘案して決定することにしております。なお、第2四半期末の剰余金の配当は、中間期業績および年度業績見通し等を踏まえて判断することとしております。

この配当方針に基づきつつ、株主還元強化や中間期時点の通期見通しを勘案し当第2四半期末の中間配当として1株につき6円50銭の配当を実施いたしました。当期末の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したものの、損失計上の一部が一過性のものであることと、今後の事業環境見通しを総合的に勘案した結果、1株につき6円50銭とし、期初予想通りの年間13円といたしました。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制図



(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	当 期 (2025年 3月31日現在)	前期 (ご参考) (2024年 3月31日現在)
■ 資産の部		
流動資産	30,471,333	36,417,483
現金及び預金	7,149,097	11,120,707
受取手形	982,348	1,827,350
電子記録債権	2,443,545	2,925,147
売掛金	8,046,635	7,309,778
契約資産	1,016,800	2,122,342
商品及び製品	5,966,223	6,950,355
仕掛品	661,776	740,826
原材料及び貯蔵品	2,029,347	2,038,697
未成工事支出金	293,867	319,817
その他	1,890,123	1,070,595
貸倒引当金	△ 8,434	△ 8,134
固定資産	46,811,520	45,578,229
有形固定資産	26,384,239	26,288,090
建物及び構築物	4,550,058	4,944,121
機械装置及び運搬具	2,597,540	2,663,058
土地	17,237,042	17,237,062
建設仮勘定	1,405,726	677,761
その他	593,872	766,087
無形固定資産	886,790	881,242
投資その他の資産	19,540,490	18,408,895
投資有価証券	15,248,883	14,547,526
退職給付に係る資産	3,404,816	2,955,466
繰延税金資産	293,471	352,097
その他	767,811	684,666
貸倒引当金	△ 154,491	△ 130,861
投資損失引当金	△ 20,000	—
資産合計	77,282,853	81,995,712

(単位：千円)

科 目	当 期 (2025年 3月31日現在)	前期 (ご参考) (2024年 3月31日現在)
■ 負債の部		
流動負債	22,394,511	26,887,772
支払手形及び買掛金	3,955,823	5,285,032
電子記録債務	7,367,474	9,864,508
短期借入金	4,104,100	4,084,600
1年内返済予定の長期借入金	2,174,246	2,260,089
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
未払法人税等	304,602	945,725
賞与引当金	608,916	618,073
役員賞与引当金	52,350	77,270
工事損失引当金	10,380	22,250
株主優待引当金	36,472	—
その他	3,740,146	3,690,222
固定負債	14,902,563	14,711,984
社債	60,000	100,000
長期借入金	6,440,696	6,533,312
繰延税金負債	4,026,257	3,737,547
再評価に係る繰延税金負債	2,485,848	2,410,926
退職給付に係る負債	1,275,193	1,220,462
その他	614,567	709,736
負債合計	37,297,074	41,599,757
■ 純資産の部		
株主資本	25,879,391	26,713,506
資本金	5,111,583	5,111,583
資本剰余金	3,943,223	3,858,899
利益剰余金	17,834,006	18,752,806
自己株式	△ 1,009,421	△ 1,009,783
その他の包括利益累計額	11,103,879	10,792,641
その他有価証券評価差額金	5,241,085	4,999,946
土地再評価差額金	5,237,445	5,312,368
為替換算調整勘定	△ 139,657	△ 138,068
退職給付に係る調整累計額	765,006	618,394
非支配株主持分	3,002,508	2,889,807
純資産合計	39,985,779	40,395,955
負債純資産合計	77,282,853	81,995,712

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当 期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	前期 (ご参考) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	52,652,871	53,650,671
売上原価	43,993,867	44,765,845
売上総利益	8,659,003	8,884,825
販売費及び一般管理費	7,668,993	7,077,249
営業利益	990,010	1,807,575
営業外収益	787,527	687,320
受取利息	8,482	9,189
受取配当金	254,322	197,111
持分法による投資利益	285,583	258,547
スクラップ売却益	63,129	72,571
業務受託料	107,660	—
その他	68,349	149,901
営業外費用	324,692	251,913
クレーム損害金	—	13,964
支払利息	92,797	71,430
アレンジメントフィー	16,666	16,666
工場休止費用	64,918	43,618
その他	150,309	106,233
経常利益	1,452,846	2,242,981
特別利益	26,402	123,828
固定資産売却益	23,910	30,096
投資有価証券売却益	2,491	93,732
特別損失	728,252	88,261
関連会社株式売却損	—	9,195
システム障害対応費用	—	30,890
固定資産除却損	24,811	48,175
投資有価証券評価損	2,550	—
減損損失	700,891	—
税金等調整前当期純利益	750,996	2,278,549
法人税等合計	742,786	1,507,036
法人税、住民税及び事業税	658,217	1,134,277
法人税等調整額	84,568	372,758
当期純利益	8,209	771,513
非支配株主に帰属する当期純利益	217,962	157,239
親会社株主に帰属する当期純利益または 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△ 209,752	614,273

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

■ 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,111,583	3,858,899	18,752,806	△1,009,783	26,713,506
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注2）			△709,047		△709,047
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		84,323			84,323
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△209,752		△209,752
自己株式の取得				△10,595	△10,595
自己株式の処分				9,488	9,488
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				1,467	1,467
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	84,323	△918,800	361	△834,115
当期末残高	5,111,583	3,943,223	17,834,006	△1,009,421	25,879,391

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,999,946	5,312,368	△138,068	618,394	10,792,641	2,889,807	40,395,955
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当（注2）							△709,047
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							84,323
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△209,752
自己株式の取得							△10,595
自己株式の処分							9,488
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							1,467
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	241,138	△74,922	△1,589	146,612	311,238	112,701	423,939
連結会計年度中の変動額合計	241,138	△74,922	△1,589	146,612	311,238	112,701	△410,176
当期末残高	5,241,085	5,237,445	△139,657	765,006	11,103,879	3,002,508	39,985,779

- (注) 1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 2024年5月24日および2024年11月14日の取締役会決議に基づく剰余金の配当であります。

■ 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 20社
連結子会社の名称 NC東日本コンクリート工業株式会社、NC中日本コンクリート工業株式会社、NC関東パイル製造株式会社、NC西日本パイル製造株式会社、NC四国コンクリート工業株式会社、NC九州株式会社、NC貝原パイル製造株式会社、NC中部パイル製造株式会社、NCセグメント株式会社、NCプレコン株式会社、北海道コンクリート工業株式会社、NC鋼材株式会社、NC日混工業株式会社、NIPPON CONCRETE (Myanmar) Co.,Ltd.、NC貝原コンクリート株式会社、NC工基株式会社、フリー工業株式会社、東北ポール株式会社、NCマネジメントサービス株式会社、NCロジスティックス株式会社
 - (2) 主要な非連結子会社の名称 NCユニオン興産株式会社
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。
3. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社数 3社
主要な会社の名称 東電物流株式会社、九州高圧コンクリート工業株式会社
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 NCユニオン興産株式会社、日本海コンクリート工業株式会社
持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
4. 連結子会社等の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度は、連結計算書類提出会社と一致しております。
5. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

- ②棚卸資産
商品及び製品、原材料及び貯蔵品
仕掛品、未成工事支出金
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
- 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
主として個別法による原価法
- 主として定率法
但し、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 10年～50年
機械装置及び運搬具 5年～9年
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
- 従業員の賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③役員賞与引当金
- 役員に対して支給する賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④工事損失引当金
- パイル、ポール及び土木製品等に関連する工事契約に係る損失に備えるため、当連結会計年度末未引渡工事のうち、見積工事原価総額が工事収益総額を超過する場合には、見積損失額について当連結会計年度負担額を計上しております。
- ⑤投資損失引当金
- 株式に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性等を勘案して必要額を計上しております。
- ⑥株主優待引当金
- 株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年から10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 収益の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

①製品売上

基礎事業、コンクリート二次製品事業の製品売上においては、パイル、ポール及び土木製品等の製造・販売等を行っています。当該取引においては、顧客との契約に基づく所定の物品を顧客に引渡すことが主な履行義務です。このため、物品の引渡しにより物品に対する支配が顧客に移転し、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、物品の引渡時点としています。ただし、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である国内取引については物品の出荷時点で収益を認識しています。なお、取引の対価は、物品の引渡後概ね1年以内に受領しており重要な金融要素を含んでおりません。

②工事契約売上

基礎事業、コンクリート二次製品事業の工事契約売上においては、パイル、ポール及び土木製品等に関連する請負工事等を行っています。当該取引においては、顧客との契約に基づき施工主の土地でパイル基礎工事等の各工事を完了することが主な履行義務です。これらの工事契約は、工事の進捗により資産が生じるにつれて、顧客が当該資産を支配することとなるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しています。また、当該履行義務の充足に係る進捗度は、見積工事原価総額に対し当連結会計年度末までに発生した実際工事原価の割合に基づいて測定しており、顧客による支配の移転の忠実な描写であると判断しています。このため、見積工事原価総額に対し当連結会計年度末までに発生した実際工事原価の割合に基づき収益を認識しています（以下、「進行基準により収益認識」という。）。ただし、工事原価総額を見積るための信頼性のある情報が不足している等により、当連結会計年度末で進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生した実際工事原価を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、実際工事原価の金額で収益を認識しています（以下、「原価回収基準により収益認識」という。）。)

なお、取引開始から工事完了までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、工事完了時点で収益を認識しています（以下、「完成基準により収益認識」という。）。)

これら工事契約の取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

また、売上高に計上した「その他の収益」の主なものは、不動産賃貸収入であり、期間経過基準に基づき収益を認識しています。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目で、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

工事契約における工事原価総額の見積り

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等の「5. 会計方針に関する事項(6) 収益の計上基準」に記載のとおり、当社及び連結子会社のパイル、ポール及び土木製品等に関連する工事契約は、進行基準、原価回収基準、完成基準の何れかを適用して収益を認識しております。

このうち進行基準においては、見積工事原価総額に対し連結会計年度末までに発生した実際工事原価の割合で測定される工事進捗度により工事収益を算定しております。当連結会計年度に進行基準により認識した工事収益は17,328,185千円(うち未完成工事に係る工事収益は1,469,701千円)であり、連結売上高の32.9%(同2.8%)を占めております。

また、進行基準、原価回収基準、完成基準の何れの基準が適用されるかによらずすべての工事契約について、見積工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることができる場合には、見積損失額について工事損失引当金を計上しております。当連結会計年度末に計上した工事損失引当金は10,380千円です。

このように、進行基準の適用による工事収益の認識及び工事損失引当金の計上は、工事原価総額の見積りの影響を受けます。工事原価総額の見積りは、案件ごとに工事内容、工事現場環境等が異なり、すべての案件に適用可能な画一的な判断尺度を設定しづらく、不確実性を伴います。このため、工事原価総額の見積額と最終確定額とで差異が生じる場合には、翌連結会計年度の連結財務数値に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	108,593千円
土地	627,000千円
計	735,593千円

担保に係る債務

短期借入金	104,100千円
一年内返済予定の長期借入金	108,530千円
一年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	40,000千円
社債（銀行保証付無担保社債）	60,000千円
長期借入金	196,060千円
計	508,690千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 61,215,125千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △3,946,030千円

4. 当社は運転資金の効率的な資金調達を行うため(株)みずほ銀行をエーエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	5,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	5,000,000千円

5. 財務制限条項

- (1) 2011年7月29日（電子債権買取（同））締結の電子債権売買契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結財務諸表の「純資産の部」の金額が、前年同期比の「純資産の部」の金額の75%未満又は171億円未満とならないこと。
 - ・各年度の決算期における連結経常利益が、2011年3月以降の決算期につき2期連続で赤字とならないこと。
- (2) 2013年9月24日（㈱三菱ＵＦＪ銀行）締結の電子記録債権利用契約（支払企業用）に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期末における連結の損益計算書上の経常損益が、本覚書差入日以降に到来する決算期（2014年3月期以降）において2期連続で赤字とならないこと。
 - ・各年度の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額が、当該決算期直前の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額の75%を下回らないこと。
- (3) 2022年1月24日（㈱みずほ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期の末日または第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上かつ280億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- (4) 2022年1月26日（㈱三菱ＵＦＪ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表上における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2021年3月に終了する決算期末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
 - ・借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- (5) 2022年3月28日（㈱三菱ＵＦＪ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表上における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2021年3月に終了する決算期末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
 - ・借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- (6) 2025年3月26日（㈱みずほ銀行）締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期末日または第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上かつ280億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- (7) 2025年3月26日（㈱みずほ銀行）締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。
 - ・各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期末日または第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上かつ280億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 工場休止費用
NCセグメント株式会社及びNIPPON CONCRETE (Myanmar) Co., Ltd.の工場休止費用を64,918千円計上しております。
2. 減損損失
当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
群馬県邑楽町 茨城県筑西市 三重県鈴鹿市	事業用資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他 無形固定資産	700,891

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については基礎事業、ポール事業及び土木製品事業にグルーピングしております。また、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングしております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当該資産グループについては、将来の収益見込み等を合理的に見積り、回収可能性を慎重に検討した結果、事業用資産の一部を帳簿価額の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

当該資産グループの回収可能価額の算定に関しては、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、土地、建物については不動産鑑定評価額等に基づき評価し、その他については備忘価格により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 57,777,432株
2. 配当に関する事項
①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月24日 取締役会	普通株式	355,279	6.50	2024年3月31日	2024年6月12日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	355,279	6.50	2024年9月30日	2024年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年5月23日開催の取締役会において次のとおり決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	355,279	利益剰余金	6.50	2025年3月31日	2025年6月12日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規定」に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施することとしております。また、デリバティブは「市場リスク管理規程」に従い、実需の範囲で行うこととしております。なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引は実行しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額（＊）	時価（＊）	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	9,606,891	9,606,891	—
(2) 社債	(100,000)	(97,065)	△2,934
(3) 長期借入金	(8,614,942)	(8,482,190)	△132,751

(＊1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(＊2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、非上場株式326,110千円、非連結子会社および関連会社株式5,315,881千円であります。

(＊3) 負債に計上されているものについては、「()」で示しております。

(＊4) 社債には一年内償還予定の社債を含んでおります。長期借入金には一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した価格

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	9,606,891	—	—	9,606,891

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 社債	—	97,065	—	97,065
(2) 長期借入金	—	8,482,190	—	8,482,190

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県において老人介護施設（土地を含む）、茨城県その他の地域において、賃貸用工場等（土地を含む）を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は145,159千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,273,583	△25,046	2,248,537	3,212,740

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）

(単位：千円)

	基礎事業	コンクリート 二次製品事業	不動産・太陽光発電 事業	合 計
製品売上	2,760,169	25,144,399	—	27,904,569
工事契約売上	21,347,584	2,975,245	—	24,322,830
その他売上	107,138	2,165	69,196	178,500
顧客との契約から生じる収益	24,214,892	28,121,810	69,196	52,405,900
その他の収益（注）	8,901	—	238,069	246,971
外部顧客への売上高	24,223,794	28,121,810	307,265	52,652,871

(注) 「その他の収益」は、不動産賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等の「5. 会計方針に関する事項(6)収益の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7,309,778	8,046,635
契約資産	2,122,342	1,016,800
契約負債	244,801	199,758

契約資産は、主として請負工事契約に関連して認識された、一連の履行に沿って当社グループが顧客から支払いを受領する場合に生じる顧客に対する権利に係る金額です。

契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、244,801千円であります。当連結会計年度の契約資産の減少は、当連結会計年度の進行基準により認識した工事収益のうち未完成工事に係る工事収益1,469,701千円が、前連結会計年度の進行基準により認識した工事収益のうち未完成工事に係る工事収益2,819,664千円より減少しているためであります。また、当連結会計年度の契約負債の減少は主として工事契約に基づく現金の受取による増加199,758千円及び収益の認識による減少244,801千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

4. 工事損失に関する情報

当連結会計年度の工事損失引当金繰入額及び当連結会計年度末の工事損失引当金は、10,380千円であります。当該工事損失引当金は、計上対象の工事契約に係る未成工事支出金と両建計上することとしております。

なお、当該未成工事支出金の額のうち工事損失引当金に対応する額は6,745千円であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	681円08銭
2. 1株当たり当期純損失（△）	△3円86銭

(その他の注記)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 取引の概要

当社は、2024年8月9日開催の取締役会において、当社の中長期的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2015年8月より導入しております「役員報酬B I P信託」（以下「B I P信託」という。）及び「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」という。）に対して、新たな対象期間を3事業年度（2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度まで）とするB I P信託及びE S O P信託の継続を決議し、期間延長の契約締結により再導入しております。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、B I P信託が43,601千円、135,686株、E S O P信託が35,184千円、105,668株であります。

計算書類

貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	当 期 (2025年 3月31日現在)	前期 (ご参考) (2024年 3月31日現在)
■ 資産の部		
流動資産	19,155,346	24,317,794
現金及び預金	1,995,396	5,460,165
受取手形	791,908	1,633,834
電子記録債権	2,370,806	2,838,155
売掛金	6,331,004	5,625,464
契約資産	505,732	1,245,563
商品	3,306,175	4,601,842
貯蔵品	29,819	8,895
未成工事支出金	273,283	222,626
前払費用	94,936	139,584
未収入金	1,009,966	717,718
短期貸付金	1,654,955	1,587,610
その他	791,361	236,334
固定資産	39,971,717	38,764,040
有形固定資産	18,830,238	18,156,641
建物	2,518,280	2,622,995
構築物	950,632	1,015,276
機械及び装置	1,434,839	1,390,691
車両運搬具	9,106	18,798
工具、器具及び備品	342,498	234,838
土地	11,983,780	11,983,780
リース資産	221,194	245,727
建設仮勘定	1,369,904	644,532
無形固定資産	812,915	793,328
投資その他の資産	20,328,564	19,814,069
投資有価証券	9,600,586	9,192,249
関係会社株式	5,739,282	6,642,212
関係会社長期貸付金	6,345,354	4,840,245
破産更生債権等	761,137	1,023,365
前払年金費用	2,392,437	2,192,721
長期差入保証金	176,173	169,399
その他	105,790	126,747
関係会社投資損失引当金	△ 20,000	△ 798,350
貸倒引当金	△ 4,772,198	△ 3,574,522
資産合計	59,127,064	63,081,834

科 目	当 期 (2025年 3月31日現在)	前期 (ご参考) (2024年 3月31日現在)
■ 負債の部		
流動負債	22,700,051	25,705,056
支払手形	537,613	873,246
電子記録債務	6,621,430	9,045,259
買掛金	2,410,711	2,608,872
短期借入金	9,408,483	9,158,256
リース債務	141,634	153,771
未払金	2,108,566	1,739,907
未払費用	312,694	270,007
未払法人税等	—	688,384
未払消費税等	250,000	245,311
預り金	29,326	90,543
従業員預り金	388,602	396,361
賞与引当金	221,144	235,440
役員賞与引当金	50,470	75,390
工事損失引当金	7,480	17,830
株主優待引当金	36,472	—
その他	175,421	106,472
固定負債	11,897,640	11,625,234
長期借入金	6,244,636	6,310,352
リース債務	333,293	395,420
繰延税金負債	2,666,736	2,335,636
再評価に係る繰延税金負債	2,485,848	2,410,926
その他	167,125	172,900
負債合計	34,597,692	37,330,291
■ 純資産の部		
株主資本	14,153,686	15,521,709
資本金	5,111,583	5,111,583
資本剰余金	3,495,934	3,495,934
資本準備金	2,911,477	2,911,477
その他資本剰余金	584,457	584,457
利益剰余金	6,518,445	7,885,361
利益準備金	220,614	220,614
その他利益剰余金	6,297,830	7,664,747
固定資産圧縮積立金	253,560	254,410
別途積立金	4,800,000	4,800,000
繰越利益剰余金	1,244,270	2,610,337
自己株式	△ 972,277	△ 971,170
評価・換算差額等	10,375,685	10,229,832
その他有価証券評価差額金	5,138,240	4,917,464
土地再評価差額金	5,237,445	5,312,368
純資産合計	24,529,372	25,751,542
負債純資産合計	59,127,064	63,081,834

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当 期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	前期 (ご参考) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	34,149,273	35,595,222
売上原価	28,791,566	29,411,581
売上総利益	5,357,707	6,183,640
販売費及び一般管理費	4,869,312	4,310,273
営業利益	488,395	1,873,367
営業外収益	1,704,888	1,548,050
受取利息及び配当金	388,147	303,882
賃貸料収入	1,154,635	1,104,002
その他	162,105	140,166
営業外費用	2,359,385	2,800,554
支払利息	95,507	70,585
貸倒引当金繰入額	1,218,863	1,506,688
租税公課	145,878	147,227
減価償却費	812,883	984,368
その他	86,253	91,684
経常利益または経常損失 (△)	△ 166,101	620,863
特別利益	4,552	236,640
固定資産売却益	2,060	7,041
投資有価証券売却益	2,491	93,732
関連会社株式売却益	—	135,866
特別損失	146,050	188,372
固定資産除却損	12,355	37,482
投資有価証券評価損	2,550	—
関係会社株式評価損	131,144	119,999
システム障害対応費用	—	30,890
税引前当期純利益または税引前当期純損失 (△)	△ 307,599	669,131
法人税、住民税及び事業税	208,265	736,364
法人税等調整額	140,492	△ 19,498
法人税等合計	348,757	716,866
当期純損失 (△)	△ 656,357	△ 47,735

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金				自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	5,111,583	2,911,477	584,457	3,495,934	220,614	254,410	4,800,000	2,610,337	7,885,361	△971,170
事業年度中の変動額										
剰余金の配当（注2）								△710,559	△710,559	
圧縮積立金の取崩し						△850		850	-	
当期純損失(△)								△656,357	△656,357	
自己株式の取得										△10,595
自己株式の処分										9,488
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△850	-	△1,366,066	△1,366,916	△1,106
当期末残高	5,111,583	2,911,477	584,457	3,495,934	220,614	253,560	4,800,000	1,244,270	6,518,445	△972,277

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,917,464	5,312,368	10,229,832	25,751,542
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注2）				△710,559
圧縮積立金の取崩し				-
当期純損失(△)				△656,357
自己株式の取得				△10,595
自己株式の処分				9,488
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	220,775	△74,922	145,853	145,853
事業年度中の変動額合計	220,775	△74,922	145,853	△1,222,170
当期末残高	5,138,240	5,237,445	10,375,685	24,529,372

- (注) 1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 2024年5月24日および2024年11月14日の取締役会決議に基づく剰余金の配当であります。

個別注記表

1. 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
仕掛品、未成工事支出金	個別法による原価法
 - (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 但し、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～50年 機械及び装置 5年～9年
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員の賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
③役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与（業績連動報酬の業績連動部分を含む）の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

⑤工事損失引当金

パイル、ポール及び土木製品等に関連する工事契約に係る損失に備えるため、当事業年度末未引渡工事のうち、見積工事原価総額が工事収益総額を超過する場合には、見積損失額について当事業年度負担額を計上しております。

⑥関係会社投資損失引当金

関係会社株式に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性等を勘案して必要額を計上しております。

⑦株主優待引当金

株主優待制度による支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

①製品売上

基礎事業、コンクリート二次製品事業の製品売上においては、パイル、ポール及び土木製品等の製造・販売等を行っています。当該取引においては、顧客との契約に基づく所定の物品を顧客に引渡すことが主な履行義務です。このため、物品の引渡しにより物品に対する支配が顧客に移転し、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、物品の引渡時点としています。ただし、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である国内取引については物品の出荷時点で収益を認識しています。なお、取引の対価は、物品の引渡後概ね1年以内に受領しており重要な金融要素を含んでおりません。

②工事契約売上

基礎事業、コンクリート二次製品事業の工事契約売上においては、パイル、ポール及び土木製品等に関連する請負工事等を行っています。当該取引においては、顧客との契約に基づき施工主の土地でパイル基礎工事等の各工事を完了す

ることが主な履行義務です。これらの工事契約は、工事の進捗により資産が生じるにつれて、顧客が当該資産を支配することとなるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しています。また、当該履行義務の充足に係る進捗度は、見積工事原価総額に対し当事業年度末までに発生した実際工事原価の割合に基づいて測定しており、顧客による支配の移転の忠実な描写であると判断しています。このため、見積工事原価総額に対し当事業年度末までに発生した実際工事原価の割合に基づき収益を認識しています（以下、「進行基準により収益認識」という。）。ただし、工事原価総額を見積るための信頼性のある情報が不足している等により、当事業年度末で進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生した実際工事原価を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、実際工事原価の金額で収益を認識しています（以下、「原価回収基準により収益認識」という。）。

なお、取引開始から工事完了までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、工事完了時点で収益を認識しています（以下、「完成基準により収益認識」という。）。

これら工事契約の取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

また、売上高に計上した「その他の収益」の主なものは、不動産賃貸収入であり、期間経過基準に基づき収益を認識しています。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目で、計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

工事契約における工事原価総額の見積り

「2. 重要な会計方針(5) 収益の計上基準」に記載のとおり、当社のパイル、ポール及び土木製品等に関連する工事契約は、進行基準、原価回収基準、完成基準の何れかを適用して収益を認識しております。

このうち進行基準においては、見積工事原価総額に対し当事業年度末までに発生した実際工事原価の割合で測定される工事進捗度により工事収益を算定しております。当事業年度に進行基準により認識した工事収益は10,798,027千円（うち未完成工事に係る工事収益は723,251千円）であり、売上高の31.6%（同2.1%）を占めております。

また、進行基準、原価回収基準、完成基準の何れの基準が適用されるかによらずすべての工事契約について、見積工事原価

総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることができる場合には、見積損失額について工事損失引当金を計上しております。当事業年度末に計上した工事損失引当金は7,480千円です。

このように、進行基準の適用による工事収益の認識及び工事損失引当金の計上は、工事原価総額の見積りの影響を受けます。工事原価総額の見積りは、案件ごとに工事内容、工事現場環境等が異なり、すべての案件に適用可能な画一的な判断尺度を設定しづらく、不確実性を伴います。このため、工事原価総額の見積額と最終確定額とで差異が生じる場合には、翌事業年度の財務数値に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	40,914,794千円
2. 保証債務	
他の会社の電子記録債務等に対し、保証を行っております。	
NC東日本コンクリート工業(株)	137,175千円
NC中部パイル製造(株)	21,031千円
NC中日本コンクリート工業(株)	3,650千円
NC工基(株)	35,100千円
NCセグメント(株)	133,530千円
NC日混工業(株)	132,890千円
計	463,377千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,961,861千円
長期金銭債権	6,345,229千円
短期金銭債務	7,341,525千円
4. 土地の再評価	
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△3,946,030千円

5. 当社は運転資金の効率的な資金調達を行うため㈱みずほ銀行をエーエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	5,000,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	5,000,000千円

6. 財務制限条項

- (1) 2011年7月29日（電子債権買取（同））締結の電子債権売買契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結財務諸表の「純資産の部」の金額が、前年同期比の「純資産の部」の金額の75%未満又は171億円未満とならないこと。
 - ・各年度の決算期における連結経常利益が、2011年3月以降の決算期につき2期連続で赤字とならないこと。
- (2) 2013年9月24日（㈱三菱UFJ銀行）締結の電子記録債権利用契約（支払企業用）に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期末における連結の損益計算書上の経常損益が、本覚書差入日以降に到来する決算期（2014年3月期以降）において2期連続で赤字とならないこと。
 - ・各年度の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額が、当該決算期直前の決算期末における連結の貸借対照表上の「純資産の部」の金額の75%を下回らないこと。
- (3) 2022年1月24日（㈱みずほ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期の末日または第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上かつ280億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- (4) 2022年1月26日（㈱三菱UFJ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表上における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2021年3月に終了する決算期末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
 - ・借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- (5) 2022年3月28日（㈱三菱UFJ銀行）締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表上における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2021年3月に終了する決算期末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
 - ・借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

- (6) 2025年3月26日（株みずほ銀行）締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期末日または第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上かつ280億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
- (7) 2025年3月26日（株みずほ銀行）締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の決算期末日または第2四半期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上かつ280億円以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	20,074,429千円
売上高	1,974,611千円
仕入高	18,051,059千円
その他	48,758千円
営業取引以外の取引高	1,350,089千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	3,360,405株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,504,197
投資有価証券評価損	877,502
退職給付信託	433,291
棚卸資産評価損	100,938
土地評価損	96,966
賞与引当金	67,778
減価償却超過額	34,846
関係会社投資損失引当金	6,304
未払事業税等	3,678
工事損失引当金	2,290
その他	85,679
繰延税金資産小計	3,213,472
評価性引当額	△2,677,257
繰延税金資産合計	536,215
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△111,659
前払年金費用	△754,096
その他有価証券評価差額金	△2,337,196
繰延税金負債合計	△3,202,951
繰延税金負債（△）の純額	△2,666,736
再評価に係る繰延税金負債	
土地	△2,485,848

2. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債については、法人税実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,362千円減少し、法人税等調整額が4,362千円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	NCマネジメントサービス(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付	資金の貸付	88,716	短期貸付金	1,184,951
				資金の回収	82,612	—	
				利息の受取	10,699	—	
	NC西日本パイル製造(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付	資金の貸付	296,426	短期貸付金	930,000
				資金の回収	6,426	—	
				利息の受取	6,426	—	
	NC東日本コンクリート工業(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付 商品購入 生産設備貸与	資金の貸付	284,630	短期貸付金	700,000
				資金の回収	14,630	—	
				利息の受取	4,520	—	
				商品購入	4,938,258	支払手形 電子記録債務 買掛金	17,410 241,512 412,919
	NC日混工業(株)	(所有) 直接 76.38	資金貸付 商品購入 材料購入	賃貸料の受取	285,234	未収入金	5,188
				商品購入	205,749	電子記録債務 買掛金	975,480 26,649
				支給材取引	2,586,326	未払金	221,871
	NCセグメント(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付 商品購入 生産設備貸与	資金の貸付	294,058	短期貸付金	610,000
				資金の回収	134,058	—	
				利息の受取	4,058	—	
				商品購入	4,042,044	買掛金	341,401
	NC九州(株)	(所有) 直接 71.0	資金貸付 生産設備貸与	賃貸料の受取	177,519	未収入金	2,148
				資金の貸付	125,210	短期貸付金	1,020,744
				資金の回収	38,210	—	
				利息の受取	8,210	—	
	NC中部パイル製造(株)	(所有) 直接 100.0	資金貸付	賃貸料の受取	166,381	未収入金	304
				資金の貸付	175,391	短期貸付金	1,039,507
				資金の回収	21,546	長期貸付金	88,875
	北海道コンクリート工業(株)	(所有) 直接 64.22	資金借入	利息の受取	9,417	—	
				資金の借入	3,716	短期借入金	810,560
				利息の支払	3,716	—	

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	N C 工基(株)	(所有)	資金借入	資金の借入	2,118	短期借入金	461,903
		直接 100.0		利息の支払	2,118	—	
	東北ポール(株)	(所有)	資金借入	資金の借入	309,392	短期借入金	2,120,303
		直接 85.43		利息の支払	9,392	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. 生産設備の賃貸料については、設備の減価償却額、租税公課並びに近隣の地代等を勘案して決定しております。
3. 商品の取引価格については、市場価格を勘案して決定しております。
4. 取引金額は消費税等を含んでおりませんが、期末残高は消費税等を含んでおります。
5. 子会社への貸付金に対し4,747,215千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において1,197,392千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針 (5) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 450円77銭
2. 1株当たり当期純損失 (△) △12円06銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

日本コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人			
東 京 事 務 所			
指 定 社 員	公認会計士	田 中 章 公	
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	池 田 宏 章	
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	木 戸 亮 人	
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本コンクリート工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コンクリート工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

日本コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	田 中 章 公
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	池 田 宏 章
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	木 戸 亮 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本コンクリート工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

日本コンクリート工業株式会社
監査役会

常任監査役（常勤）	井上敏克 ㊞
社外監査役	安藤まこと ㊞
社外監査役	伴政浩 ㊞

以上

会社情報／株式情報 (2025年3月31日現在)

■ 会社概要

商 号	日本コンクリート工業株式会社 (NIPPON CONCRETE INDUSTRIES CO., LTD.)
設 立	1948年(昭和23年) 8月5日
資 本 金	5,111,583千円
従業員数	1,353名(単独361名)

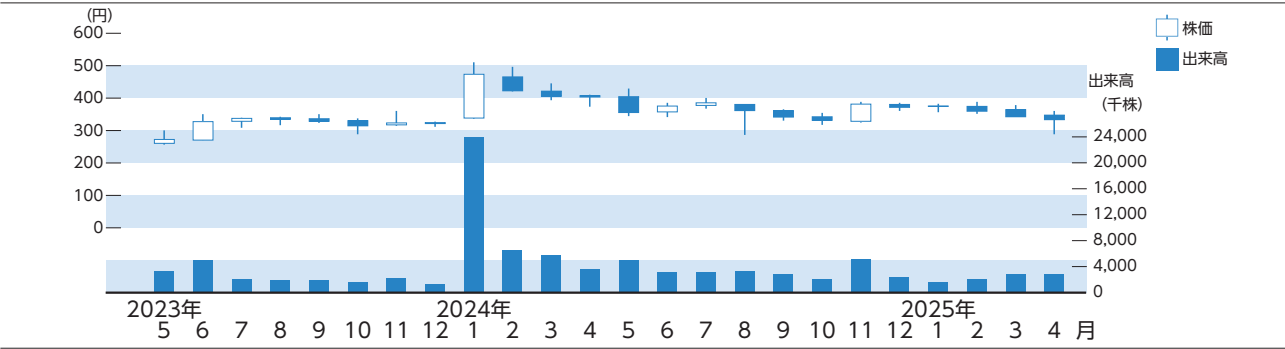
■ 主な営業所

本 社	東京都港区芝浦四丁目6番14号 (NC芝浦ビル)
名古屋支店	名古屋市中村区
大阪支店	大阪市西区
広島支店	広島市中区
四国支店	香川県高松市
九州支店	福岡市博多区

■ 役員 (2025年4月1日現在)

代表取締役社長執行役員	塚 本 博	常任監査役	井 上 敏 克	執行役員	薄 葉 信 一
取締役常務執行役員	梶 田 宜 彦	監査役(社外)	安 藤 ま こ	執行役員	飯 島 剛
取締役常務執行役員	饗 場 潔	監査役(社外)	伴 政 浩	執行役員	高 堂 山 国
取締役執行役員	小 寺 満			執行役員	平 部 敦
取締役執行役員	角 柄 明 彦	執行役員	増 田 知 行	執行役員	武 酒 井
取締役(社外)	間 塚 道 義	執行役員	野 藤 彰 宏	執行役員	
取締役(社外)	松 本 武 徳	執行役員	斉 藤 林 大 介		
取締役(社外)	広 瀬 史 乃	執行役員			

■ 株価／出来高の推移



ホームページご案内

当社のホームページでは、製品情報から最新のIR情報まで各種情報を掲載しております。是非ご活用ください。

日本コンクリート工業 検索

<https://www.ncic.co.jp/>

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会の基準日	毎年3月31日
剰余金配当の基準日	毎年3月31日 (中間配当を行う場合は9月30日)
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
各種お問い合わせ先	〒168-0063
郵便物送付先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公告方法	電子公告 公告掲載URL (https://www.ncic.co.jp/) ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数	100株

お 知 ら せ

■住所変更、単元未満株式の買取・買増および書面交付請求等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

特別口座に関する振替請求、単元未満株式の買取請求・買増請求、配当金の受領方法の指定、住所等の変更および書面交付請求の各お手続きについては、上記三井住友信託銀行株式会社のフリーダイヤル（受付時間 平日9：00～17：00）で受け付けております。

■未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝浦四丁目6番14号（NC芝浦ビル）
当社1階会議室
電話（03）3452－1021（代表）



(交通のご案内)

JR田町駅芝浦口（東口）より

徒歩約13分

都営浅草線泉岳寺駅A4出口（三田・芝浦改札方面）より

徒歩約7分

JR高輪ゲートウェイ駅より

徒歩約13分

(お願い)

- ・駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・会場建物の内外は禁煙となっておりますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会当日、運営スタッフによる会場までの道案内はございません。



日本コンクリート工業株式会社



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。